

平成26年度柴田町議会9月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
会計管理者	笠松洋二	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	長谷川敏	君
農政課長併 農業委員会事務局長	大場勝郎	君
商工観光課長	斎藤英泰	君

都市建設課長	加藤秀典	君
上下水道課長	平間広道	君
槻木事務所長	半沢美智子	君
危機管理監	小玉敏	君
地域再生対策監	相原光男	君
公共工事検査監	桑島康明	君
税収納対策監	奥山秀一	君
公共施設管理監	畑山義彦	君

教育委員会部局

教育長	阿部次男	君
教育総務課長	伊藤良昭	君
生涯学習課長	相原健一	君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜	君
--------	------	---

事務局職員出席者

議会事務局長	平間雅博
主任主査	太田健博

議事日程（第1号）

平成26年9月8日（月曜日） 午前9時30分 再会

第1 会議録署名議員の指名

第2 開催期間の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）町政報告

第4 報告第18号 専決処分の報告について（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例）

第5 報告第19号 専決処分の報告について（柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例）

第6 報告第20号 専決処分の報告について（平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）

第7 一般質問

(1) 舟山 彰 議員

(2) 平間 奈緒美 議員

(3) 吉田 和夫 議員

(4) 斎藤 義勝 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成26年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番有賀光子さん、13番水戸義裕君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月19日までの12日間、うち土曜日、日曜日、祝日及び16、17、18日を議案調査及び委員会審査のため休会といたします。実質6日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会議の開催期間は本日から9月19日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月19日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、平成25年度各種会計決算についての総括質疑の要旨提出は、9月10日正午までといたします。議長まで提出をお願いいたします。

なお、本定例会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に、9月1日付職員人事異動について紹介の申し出がありますので、これを許します。

それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（水戸敏見君） 9月1日付人事異動で、商工観光課長に斎藤英泰がつきました。本会議から出席となります。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 斎藤英泰です。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸報告

○議長（加藤克明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長から通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。

9月会議、よろしくお願ひしたいと思います。

報告事項、私のほうから3件ございます。

まずは、「第1回しばた紫陽花まつり」について申し上げます。

船岡城址公園は、「1年を通じて花を楽しめる公園」をコンセプトに公園づくりを進めてまいりました。13年前から町民有志の方々に植栽していただいたアジサイが1,600株にふえ、見ごろを迎えたことから、初夏の新たなイベントとしてアジサイのお祭りとしては県南では初となる「しばた紫陽花まつり」を開催いたしました。祭りは、開花時期に合わせて6月27日から7月13日までの17日間の開催となりました。

開催に当たりましては、商工会、観光物産協会、シルバー人材センター、さくらウォーカーズ、農産物直売所「結友（ゆいとも）」、観光戦略プラン研究会、地元行政区長等の関係者で5月から準備を進め、6月27日の開花式を迎えました。しばたの郷土館での開花式の後、アジサイの見どころの一つである船岡城址公園内園路の桜坂でテープカットを行い、ノルディックウォーキングメンバー50名を先頭に、園内を歩きながら色鮮やかなアジサイを楽しんでいただきました。

また、開花式当日は、しばたの郷土館の和室で、しばた茶会運営委員会によりアジサイをイメージした和菓子と抹茶が振る舞われました。

期間中のイベントとしては、アジサイをバックに撮影した記念写真のプレゼントや写真コンテスト、キーワード探しゲームを行いました。特に記念写真のプレゼントは観光客の方々から大変喜んでいただき、7月11日の河北新報の「声の交差点」には、「心のこもったおもてなしがありがたかった」といううれしい投稿もありました。

観光物産交流館の「紫陽花紹介コーナー」では、アジサイの豆知識や花言葉、全国で行われている「紫陽花まつり」等を紹介いたしました。

また、祭り期間の土曜、日曜日の6日間は総合案内所を設置し、観光ボランティアの方々による案内を行いました。新聞、テレビ、情報誌等の宣伝効果もあり、仙台圏を中心に、県内はもちろん、福島、山形方面からも予想以上の観光客が訪れ、最終的には1万2,000人の入り込み客数となり、期間中のさくらの里の売り上げは、前年同時期と比べ2.4倍になりました。柴田町を初めて訪れた方も多く、「花のまち柴田」のPRと観光まちづくりの推進が図られたものと思います。

来年も、初夏の新たなイベントとして関係機関や参加団体と協働で開催し、昨年から開催した秋の「曼珠沙華まつり」とともに、多くの方々に楽しんでいただけるよう、「おもてなしの心」で「また訪れたい」と思うまちづくりを推進し、交流人口の拡大を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

2点目、船迫こどもセンターの開所式についてでございます。

児童館、子育て支援センター、子育てボランティア団体などの活動拠点の3つの機能をあわせ持つ児童福祉施設船迫こどもセンターが完成し、7月15日に開所式を行いました。開所式には、大河原地方振興事務所長を初め、関係者の皆様方にご出席をいただき、テープカットと子育てサークルの子供たちによる鈴割りを行い、大変盛り上がりのある開所式となりました。

船迫こどもセンターは、平成25年度に基本計画策定と実施計画を行い、県の森林整備加速化・林業再生事業補助金と国の地域の元気臨時交付金を活用して建設いたしました。利用者の声を聞き取り、使いやすさと快適性を実施計画に反映し、天井が高く開放感があり、木のぬくもりが感じられる施設となりました。開所式の翌日から大勢の子供たちの利用があり、ことしの夏休みには、1日当たり130人ほどの小中学生や幼児が利用し、子供たちの元気あふれる声でいっぱいになりました。今後も子育て支援の充実に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます、船迫こどもセンター開所式についての報告といたします。

3点目、2014「ザ・フェスティバルinしばた」について申し上げます。

柴田町の夏を代表するイベント「ザ・フェスティバルinしばた」は、ことしも柴田町商工会

を事務局として実行委員会を組織し、7月26日に陸上自衛隊船岡駐屯地を会場に、各関係者のご協力をいただきながら開催いたしました。当日は晴天にも恵まれ、午後3時から一般開放を行い、真夏日となった暑さの中でしたが、町内外から約1万3,500人も多くの方々にご来場をいただきました。

会場内では、14店の縁日コーナー、特設ステージでは、子供たちによるチアダンス演技を皮切りに、よさこい演舞、自衛隊フラッグ隊と音楽隊との演奏、さくら太鼓やスコップ三味線、船岡祭友会みこし渡御、今回初めて参加となった樅の木音頭普及保存会による踊りや小学生の合唱披露など、さまざまなイベントが行われました。よさこい総踊りでは、町のイメージキャラクター「はなみちゃん」も参加し、華麗で軽快な踊りを披露し、祭りに華を添えました。会場全体が一体となり、躍動感あふれる動きに包まれ、例年以上に盛り上がったものと思っております。また、ことしも柴田ロータリークラブから子供たちにカブトムシのプレゼントがあり、子供たちはとても喜んでいました。クライマックスでは、約3,000発の花火が夜空に次々と打ち上げられ、観客から拍手と歓声が沸き起こり、多くの方々を楽しんでいただきました。

来年も関係機関や参加団体と協働で開催し、夏の一大イベントとして多くの方々に楽しんでいただけるよう取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。

質疑に当たっては一般質問に触れないようお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第18号 専決処分の報告について（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例）

○議長（加藤克明君） 日程第4、報告第18号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第18号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の専決処分についてであります。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、これらの法を引用している柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例、柴田町営住宅条例及び柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正したものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項及び第9項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細については、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、報告第18号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の専決処分について詳細説明を申し上げます。

報告書3ページをお開きください。

専決処分書です。

専決処分月日は、平成26年8月25日になります。

ただいま報告理由でも申し上げましたが、今回の改正は、上位法の改正に伴う引用条項の改正になります。関係条例は3件になりますが、条例内容についての変更はございません。

先に上位法改正の概要を申し上げます。2点ございます。

まず、中国残留邦人等の法律の一部改正ですが、永住帰国する前からの配偶者に対して、中国残留邦人等の亡くなった後に新たに配偶者支援金を支給する制度が創設されました。今回の改正では、支援の対象となる配偶者を特定配偶者とし、特定配偶者の自立の支援を行うことが明確化されました。これにあわせ法の題名も改正されたものです。平成25年12月13日に公布され、平成26年10月1日施行となっております。

次に、母子及び寡婦福祉法の一部改正ですが、新たに第4章として、父子家庭に対する福祉の措置が創設されました。これにあわせ法の題名も、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたものです。平成26年4月23日に公布され、平成26年10月1日施行となっております。

それでは、条例の一部改正について説明申し上げます。

報告書5ページをお開きください。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例。

第1条では、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正になります。

第2条、定義です。第1号中、「母子及び寡婦福祉法」を引用していたことにより、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるものです。

第3条、助成対象者です。第2項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を引用していたことにより、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めるものです。

6ページになります。

第2条は、柴田町営住宅条例の一部改正です。

さきの第1条での改正と同じく、第6条の2第4号で引用している中国残留邦人等の法律名を改正後の法律名に改めるものです。

また、法改正前の法附則第2条第1項、第2項でなお従前の例とされた法第14条第1項に規定する支援給付についても改正の対象となることから、条文に加えるものです。

7ページになります。

第3条は、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正です。

第1条、第2条の改正と同じく、第3条で引用している中国残留邦人等の法律名を改正後の法律名に改めるものです。

第10条、助成の決定・交付の改正は、前条が第1項からなる条文で、第1項の記述が必要ないことから、「前条第1項」を「前条」に改めるものです。

附則になります。

この条例は、平成26年10月1日から施行するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号専決処分の報告についてを終結いたします。

**日程第5 報告第19号 専決処分の報告について（柴田町個人情報保護条例の一部
を改正する条例）**

○議長（加藤克明君） 日程第5、報告第19号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第19号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてであります。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正法を引用している柴田町個人情報保護条例の一部を改正したものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 補足の説明を行います。

報告書11ページになります。お開きください。

柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

専決処分書になります。

上位法の改正による町条例の改正、引用条項です。専決処分による改正を行いました。8月25日付です。

13ページをお開きください。

柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の内容です。

背景をお話しします。独立行政法人通則法の改正により、特定独立行政法人が廃止されました。あわせて新たに行政執行法人が規定されました。改正前の柴田町個人情報保護条例第16条第2号ウの規定では、国家公務員の範囲から特定独立行政法人の役員及び職員を除くことをその趣旨としています。引用条項の「第2条第2項」を「第2条第4項」に改め、「特定独立行

政法人」を「行政執行法人」に改めるものです。

13ページのコシツクの部分が引用条項の修正になります。

14ページをお開きください。

附則です。この条例は平成27年7月1日から施行する。上位法とあわせて同じ日付でもっての施行です。

以上です。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号専決処分の報告についてを終結いたします。

**日程第6 報告第20号 専決処分の報告について（平成25年度三名生児童館新築
工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について）**

○議長（加藤克明君） 日程第6、報告第20号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第20号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、平成25年度柴田町議会3月会議において請負契約締結の議決をいただいた、平成25年度三名生児童館新築工事の請負変更契約締結の専決処分についてであります。

変更内容につきましては、子供たちの活動範囲を広げるため、建物南側デッキを増設するものです。また、敷地境界に擁壁などを設置するものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） それでは、ただいま議題となりました報告第20号専決処分の報告についての詳細説明を申し上げます。

本工事は、平成26年3月20日に開かれました3月会議におきまして工事請負契約を議決いただき、工事を進めてまいりました。工事につきましては、工期内の完成に向け順調に進めてまいります。工事を進める中で一部内容に変更が生じたので、今回増額変更するものです。

変更の概要について説明いたします。工事施工の中で隣接する地権者との協議が整ったことと、子供たちが自由に行き来しながら活動範囲を広げて施設を利用できるよう、工事内容の変更と追加を行いました。

お配りしております平成26年度柴田町議会9月会議報告第20号関係資料をお開きください。

三名生児童館新築工事の平面図になります。

大変申しわけありませんけれども、初めに、資料の一部に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。

図面中央の赤い文字、②L型擁壁追加です。H900となっておりますが、H750に訂正をお願いしたいと思います。750です。

あともう一カ所ございます。また、その右側の枠の中の下段、変更内容の①屋外デッキの追加ですが、Aイコール49.1平米という域になっているところを、Aイコール33.6平米に訂正をお願いしたいと思います。

大変申しわけございませんでした。今後十分注意してまいりたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

図面に変更箇所を赤色で表示し、内容ごとに①から⑤まで番号を付しております。

今回の変更は、隣接の方たちと協議をしながら工事を進めてきましたが、お互いの敷地の高さの違いから、児童館敷地内からの雨水の流出を抑えるため土どめ擁壁を追加し、一部目隠しの必要が出てきたことからフェンスの仕様変更を行いました。加えて、子供たちがより活動しやすいように屋外デッキを延長したものです。

①は屋外デッキの追加で、赤線で囲った場所の追加となります。当初は、建物西側、図面では建物の左側になります、の自由来館児童の部屋だけに屋外デッキを計画しておりましたが、子供たちの活動範囲を広くするため、自由来館児童室前のデッキに接続して建物東側のプレイルームの前、南側全面になりますけれども、延長するものでございます。幅は90センチで、その先に段を下げて45センチの2段目をつけたデッキとなります。

②及び③がL型擁壁の追加です。建物南側に18.3メートル、東側に18.8メートルのL型擁壁を追加いたしました。

④の土留め境界ブロックも、L型擁壁と同様に雨水が隣地に流れ込まないように、境界ブロッ

クを駐車場東側に27.2メートル追加するものです。

⑤はフェンスの変更です。工事が進み建物の形ができ上るにつれ、敷地の隣接する方から、目隠しフェンスを設置してほしいとの要望がありました。前面の個人宅、建物の南側になりますが、児童館敷地との境界近くに建っているため、目隠しフェンスに仕様を変更することになりました。目隠しフェンスの延長は18.3メートルです。また、西側隣地との境界には、民地側に既存のフェンスがあり、協議の結果、フェンスを二重に設ける必要はないとのことから、メッシュフェンスの延長を30.1メートル減らすものです。

それでは、報告書の17ページをお開きください。

専決処分書です。

平成26年3月20日議決の平成25年度三名生児童館新築工事（建築工事）（繰越明許）請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分の月日は、平成26年8月26日になります。

契約の金額ですが、変更前1億530万円です。変更額441万3,960円の増額で、変更後の金額は1億971万3,960円となるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。

質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

これについて関連する質疑になると思うのですが、1点お尋ねしたいと思います。

目隠しフェンスが近隣住民の方からの要望であったということなのですが、二、三日前の新聞によりますと、東京だったと思うのですが、児童の声がうるさいという形で裁判を起こされたという記事が出ていたんですけれども、そういったことについて、この近隣の方々からのお話というのはなかったのでしょうか。その1点だけです。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） まず、目隠しフェンス、前はメッシュのフェンスの予定だったんですけれども、近隣の建物が近いということでやっぱり目隠しのフェンスにしてほしいという要望で、それに対応する形で目隠しフェンスにするということです。

あと、子供たちの騒音なんですけれども、今のところ、この三名生児童館に関しては聞いて

ございません。ただ、ちょっと違いますけれども船迫こどもセンターができ上がって、体育館でバスケットなんかをすると結構周りに響くというふうな声があります。ですから、近隣の方が例えばお昼寝する時間とかそういう時間を避けて、そういう騒音が出る競技みたいなやつはしていきたいと。三名生児童館に関しても、同じような対応をとっていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） ほかにないようでございますので、以上で報告第20号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第7、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、14番舟山彰君、質問席において質問してください。

〔14番 舟山 彰君 登壇〕

○14番（舟山 彰君） 14番舟山彰です。2問質問いたします。

1、第5次柴田町総合計画後期基本計画策定方針について。

策定方針については、7月の議員全員協議会で説明を受けた。そこで、伺う。

1) 議会との意見交換は、議員全員協議会において議会の意見を後期基本計画（案）に反映させるとあったが、スケジュールを見ると、7月意見交換、10月中間報告、2月から3月報告となっている。今後、具体的にどのくらい議会の意見を聞く時間を設けるつもりか。

2) 「東日本大震災を教訓とした災害対策」を講じる計画とするとあるが、これまで実施してきた対策とどう違う対策が考えられるのか。

3) 「成果指標の確認と見直し」で、前期基本計画の目標指数の達成状況の確認と見直しを行い、住民に対しわかりやすい表現や説明、そして評価できる計画とするとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。

4) 住民参加として、後期基本計画に住民の意向を反映させるために「まちづくりアンケート調査」を実施したが、その結果をどのような手法で後期基本計画（案）に反映させるのか。

5) アンケートの中で、「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例」について知らない人が75.1%もあった。前にも質問したが、町はあれからどのような周知対策をとってきたのか。これでは、「仏つくって魂入れず」になっているのではないか。

2 問目、生活困窮者自立支援法について。

ことし8月、会派で受講した議員セミナーの中に、「これからの社会保障制度—2025年を展望して—」という講義があった。そこで、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）についての説明があった。この法律の概要について、厚生労働省のホームページには、「生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる」とある。

さて、この法律に関する施行準備進捗状況調査によると、現時点で新制度の担当部署が決定していない市町村が43%、首長への説明が行われている市町村が27%、庁内での勉強会を開催している市町村が21%、法施行に向けた年間スケジュールが作成されている市町村が15%である。

そこで、伺う。

- 1) 柴田町の現在の生活保護世帯数は。また、生活困窮者はどのくらいと推定されるのか。
- 2) 町として新制度の担当部署はどこか。
- 3) 町長への説明は行われているのか。
- 4) 庁内での勉強会は開催されているのか。
- 5) 法施行に向けた年間スケジュールは作成されているのか。

6) 秋田県藤里町は人口3,684人の小規模自治体だが、平成20年から町社会福祉協議会が徹底した個別訪問調査を行った結果、不就労のひきこもり113人を確認した。町は、就労支援等のための施設を開設するとともに、ひきこもりの人を一般就労に結びつける取り組みを推進し、効果を上げている。

柴田町のひきこもりの実情と対策をお聞きしたい。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱2点ございました。

1つ目は長期総合計画関係で、5点ほどございました。

まず1点目、平成26年7月31日の議員全員協議会における説明のときに述べたとおり、10月中旬に後期基本計画の中間素案の説明、12月中旬に後期基本計画の素案説明、1月に実施されるパブリックコメントを受けての追加説明の3回を、町からの意見交換の場として考えております。

しかし、議会基本条例第14条に基づき、議会における審議及び審査の水準を高めるため、町長に対し議会からの要請があれば、適宜対応してまいります。

2点目、東日本大震災を受けての対応として実施した案件ですが、ソフト面では、行政区長や指定避難所に防災無線を配備し、また消防団員には無線機の配備、また配信メールの運用を開始するなど、情報連絡手段の改善を進めました。さらに優先避難所の指定6カ所、消防団各班及び行政区に発電機・投光器の配備、防災備品の追加配備など、一時避難所の備品を配備し拡充させてきました。また、ハード面では、給水体制の強化として、PCタンクからの給水口増設、給水所を6カ所から10カ所へ増設する対応を図ってまいりました。

しかし、いざというときの災害においては、地域コミュニティの結びつきの強さが迅速な救助や支援につながることは、今回の震災の教訓にもなりました。そこで、職員が配置されない場合やされている場合の避難所運営の訓練や継続した防災意識の啓発、さらに自主防災組織による地域の安全点検の底上げを図る取り組みについては、地域づくり補助金を活用しながら進めてまいります。

3点目、成果指標の関係でございます。

後期計画を策定するに当たっては、簡潔な文章表現に取り組むほか、施策に対応した主な取り組むべき事業の表記や担当課はどこなのかを明記した内容にしたいと思っております。11月の素案決定までに、後期基本計画策定委員会で検討してまいります。

また、前期基本計画における成果指標については、政策の達成状況を検証するのにふさわしい指標だったのかどうか再検討し、施策推進状況と成果指標の達成度がわかりやすく、また、満足度が判断できる目標値にしたいと考えております。

4点目、まちづくりアンケート調査でございます。後期基本計画を策定するに当たりましては、「地域計画」「前期基本計画施策評価報告書」及び「アンケート調査報告書」をもとに、後期基本計画に引き継ぐべき施策の検証と見直し作業を行い、「後期基本計画施策構築シート」に整理いたしました。

次に、この整備された施策構築シートを使用して、アンケート調査結果における重要度が高く満足度が低い取り組みについて庁内で議論を重ね、後期計画素案としてまとめました。現在

は、各専門部会で素案の修正作業を行っております。

住民の皆様には、9月28日から始まる住民懇談会においてアンケート調査の結果の概要を説明して、改めて住民の要望と意見の調整を行い、11月末までにまとめたいと考えている後期基本計画素案に反映させていきたいと考えております。

5点目、「住民自治によるまちづくり基本条例」についてでございますが、平成23年9月定例会の住民投票条例制定についての一般質問の中で質問を受けた後からの周知対策として答弁させていただきます。

その後、町では、まちづくり推進センター、住民投票条例、提案制度、地域計画策定、地域づくり補助金制度、地域支援員など、住民自治によるまちづくり基本条例に基づく自治の仕組みづくりを進めてまいりました。

その結果、「花のまち柴田」をキーワードにした桜まつりや紫陽花・曼珠沙華のイベント、館山や白石川を中心とした景観づくり、オープンガーデンなど、たくさんの住民の皆さんの参加と協働のもとにまちづくりが進められております。

さらに、住民主体で、匠まつり、しばた100選、東西歌祭り、桜マラソンの復活、平和の祭典、光のページェント、B級グルメなどのイベントも、住民が主体になって行われております。

また、条例に基づく地域計画も、全ての行政区で策定されました。

このように、条文まではわからないが、条文に盛り込まれている住民自治によるまちづくりの理念は、住民一人一人の思いと行動によって着実に浸透してきていると感じております。

今後は、まちづくり推進センターを中心に、広報紙での特集を定期的にシリーズ化して、条例の内容を根気強く発信して、普及啓発活動を推進し、条例に対する理解を深めるよう努力してまいります。

大綱2点目、生活困窮者自立支援法でございます。

1点目、平成26年3月末現在での生活保護世帯数は、243世帯で365人です。

また、生活困窮者自立支援法における「生活困窮者」は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっており、定義が弾力的で明確な基準は示されていないことから、その数を把握することは困難であることをご理解いただきたいと思います。

また、2点目から5点目につきましては関連がありますので、一括してお答えいたします。

この法律の主旨は、生活保護に至る前の段階において、生活困窮者に対し「自立相談支援事

業」「住宅確保給付金の支給」「就労準備支援事業」を実施することによって、自立の促進を図るものでございます。実施主体は、福祉事務所を設置する自治体となっていることから、本町につきましては、仙南保健福祉事務所が実施をしております。同法の施行期日は平成27年4月1日ですが、今年度において県がモデル事業として、仙南保健福祉事務所が「宮城県仙南・自立相談支援センター」を大河原駅前のオーガ2階に開設したところでございます。対象は、仙南7町となります。

町としては、生活相談の中で状況に応じながら、自立相談支援センター等の関係機関につなぐことが主な役割となります。

6点目、柴田町のひきこもりでございます。

ひきこもりは単一の疾患や障害の概念ではなく、さまざまな要因が背景となっていると言われております。厚生労働省では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態」を「ひきこもり」と呼んでおります。

当町においては、秋田県藤里町のように全世帯の個別訪問調査は行っていないため実数を把握していませんが、仙南保健福祉事務所において、「ひきこもり相談日」を月2回設定して対応しているところでございます。また、町に相談があった場合には、町関係課や仙南保健福祉事務所と連携しながら対処しているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 舟山彰君、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1問目の1）についてですが、素案の説明とか、あとパブリックコメントがあった後に、議会については追加説明するというふうにあります。具体的に議員全員協議会などでどのくらいの時間というふうに言いましたけれども、実際に例えば質疑応答も含めてどのくらいということを考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それにおいては、議会運営というか議員全員協議会の許す時間の中で、特に時間を何時間というような形ではなくて、議会の準備できる時間の中で説明はしたいと思っておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 当初のスケジュール案で、7月意見交換というふうにあって、今回も私はそういうふうには書いていましたけれども、7月、実際に議員全員協議会でこういう資料とか

もらいましたけれども、そんなに意見交換したという、申しわけないですけれども私は認識ないんですけれども、そういう意味で、今後10月とか、あと1月とかもあるかと言いましたけれども、もっと私からすると時間を設けてもらいたい。それは、町長の答弁でいうと議会からの要望等があればということがありましたけれども、私としては担当課のまちづくり政策課にやっぱりもっと時間を設けてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについては、議会事務局と相談をして決定させていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私ども議会も議会基本条例というのをつくって、私どもも常任委員会の活性化というその中で、例えばこういう町の基本計画についての説明というものを、これは議会の要望になるのでしょうか、例えば各常任委員会ごとにもしてもらおうということも私は一つの方法ではないかと思っておりますけれども、もしもそういう要望があったら執行部のほうとしてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） もう既に総務常任委員会とは、まず政策の考え方、これを一回説明をさせていただきました。それから、議員全員協議会以外には10月に改めて総務常任委員会との会議を設けたいというようなところで、委員長との調整を今、図っているところでした。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 本来この基本計画そのものについては、常任委員会でいえば総務なんだろうが、私は文教厚生常任委員会の委員長なんですが、例えば文教厚生に関する項目等について私ども委員会でお願したいということであれば、まちづくり政策課としては開催の方向にいけますというふうにできるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） いろんな形で今現在職員が素案を作成しております。そして、住民懇談会が9月、10月というような時間に行われます。それ以外にもいろんな形で素案の修正等、見直しをやっている中において、本当に時間がとれるかどうかというのが、ちょっと今のところ確定できませんので、その辺も含めて議会事務局と相談をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） まちづくり基本条例、住民とか議会とか執行部、お互い協力して町政発展のためにやるという意味で、私としては、議会からの意見を極力聞いてほしいという点を強調したいということでここを述べておきましたので、なるべくもっとやってほしいということ要望して、1)については終わります。

2)についてなんですが、これまでいろいろやっていたとか、これからのことがありましたけれども、このごろ敬老会も多くて私も議長代理で行ったときに、これは高齢者の方から言われたことなんです。ああいう大災害のとき、町は、私が質問したときも、人とか車が足りないから、広報車の拡充をするのではなくて緊急お知らせ版で対応すると言っていたと。その高齢者の方もそういう話を聞いて、あと、区長さんなんか防災無線なんかも配付されているけれども、肝心なのは、我々住民に少しでも早く情報が伝わることだと、そういう意味で住民への周知ということをもう一度聞きたいんですよ。その緊急お知らせ版で、本当にこの前の大震災後の教訓を生かした対策というふうになるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監でいいですか。はい、どうぞ。

○危機管理監（小玉 敏君） お答えいたします。

緊急お知らせ版というのは、この前回覧して見なかったということがありますので、それで見れるということで考えたもので。あと、今お話しの区長さん、あと消防団への防災無線を配信しますし、あと、いざというときはエリアメール、全町にほとんどの方々は携帯を持っていらっしゃると思うので、エリアメールで災害の避難等にお知らせをします。あと区長さん等にも防災無線でやった場合には、地区のその防災の組織の方々に地区の確認をしていただくと、そういうふうを考えております。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 例えば今みんながスマホを持っているということで、メールというものそれは大事なことです、高齢者の方が例えば残念ながらそう携帯電話を持っていないというか、結構持っている人もいるのですが、私が言った本当に住民に少しでも早くという意味で、町内にもっと拡張器を設けるというふうな考えはないんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 拡張器が17台ありまして、それで前回は放送はしたんですけども、今の建物がサッシで密封性が強くてなかなか聞こえないということがありまして、それで広報車を出したということがあります。

そして、先ほどちょっと答弁漏れましたけれども、今はテレビ局とか県なり国のほうが町の情報を、「公共情報コモンズ」という方法がありまして、それによって町の災害とかそれを県に報告をすると。今でいえばBSのdボタンを押していただくと、自分の町の災害情報とかあります。そこで、柴田町が今、大雨注意報が出ている、警報が出ていると、そういうことでテレビ、ラジオとかを通じまして周知するように、柴田町も検討、气象台とかで協力いただきながら進めてまいっているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 3）前期基本計画の分析をわかりやすくということがありましたけれども、後期計画にもその担当課をはっきりさせるというふうなことでわかりやすくという答弁のようでしたが、それ以外に何かもっとこの町の後期基本計画ですね、町民にわかりやすくということは、その文章も、もっとくだけたという言い方もないのでしょうか、何かそういうことも考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） できるだけ町で配っています「よくわかる予算」というような形の中で、本当に説明を簡略しながら目に見えるというようなところもありますので、そういうデザインも可能なのかということを含めて今検討を深めているところです。ただ、今現在のところは、素案を集中的に検証と作成をさせていただいているという状況です。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 4）についてなんですけれども、このアンケートの7ページに、「町の住みやすさ」という質問項目がありまして、20代、30代の方が、「どちらかといえば住みにくい」という割合が高くなっていたんですね。今、全国で今後人口が減少していくということで、各自治体ともどうやって人口をふやすかといろいろ努力している、その中の一番が、いわゆる子育て世代に、この20代、30代の人にいかに住んでもらうかというのがそれぞれの悩みであり、努力している一番の問題ではないかと思えます。

そういう意味で、このアンケートの結果をもとに担当課のまちづくり政策課として、この20代、30代のこの「どちらかといえば住みにくい」という割合が高いということ、まずどう思うかをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） アンケートの結果報告の中にもありますように、子育て世代、あと高齢者世代もそうなんです、高齢者支援体制、あと子育て支援体制は重要だと。

しかし、町の施策としては不満があるという、満足度が低いというようなアンケート調査が出ておりました。今回、当然後期高齢も含めて介護保険の事業計画の改定、あと子育て支援の計画の策定と、こういうような中において、この満足度の低い部分をいかに満足度を上げるかという政策を網羅するような形で、先日意見調整までさせていただいております。

ですから、この辺について新たな施策というようなことも含めた中で充実をさせていきたいというふうには考えておりました。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） これに関して、2問目の最初に書いてあったその会派で受講した議員セミナーという中で、ちょうど大阪府の熊取町という私どもが議会運営委員会で前視察したところの町長さんが、いかにして人口をふやすかという中で、一番はこの20代、30代の人に住んでもらおうということで、かなり立派な図書館をつくったりとかですね。あとは、地元の銀行と提携して、町内に家を建てる場合の住宅ローンのたしか利子補給とかですね。私がお聞きしたいのは、いわゆるそういう定住策を結構一生懸命やっているということで、このアンケートをもとに、柴田町として例えば子育て世代ですから、子育て支援とか教育のほうに力を入れて住んでもらうようにするということではありますが、もう一つの住宅関係とか。もっと定住策ということでこういう住宅関係に力を入れたらというふうに私は前から言っていましたけれども、今、改めて柴田町として、全国にそういう例があるので、もっと住宅関係の定住策というのに力を入れるというふうな考えはないでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 大切な重要な施策というような位置づけでは検討はさせていただいてはおります。

しかし、優先的な順位の中においてまず水害対策とかそういうような形で、アンケート調査をもとにすれば、まず優先的には定住策というようなものについては次の段階かなというようなことで。とにかく今回はある程度緊急度の高い、そして町民の優先する順位を4年間の中で位置づけをさせていただきたいというような考えであります。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 後期基本計画、優先度を考えるとかということなんですが、まちづくり基本条例の精神からいくと、民間の力もかりるといえるか、お互い一緒にやりましょう。そういう意味では、さっきの大阪府の熊取町は、そういう地元の銀行さんと話し合っただけで連携したのですが。この前、私どもの会派は別に岩手県の紫波町というところ、視察に行ってきました。

そのテーマは民間の活力をいかに活用しているかということなんですけれども、やっぱり同じように、公共的な施設をつくる場合とか、それから今度役場の庁舎が来年3月ですかね、これがいわゆる民間の活力を生かしていると。ですから、私はこの柴田町として、住宅関係などの定住策を考える場合も、民間の力を活用すれば、今の課長の答弁で言う、ほかにもいろんな優先するものがあるからちょっとなかなかできないとかというような話じゃなくて、そういうやり方を考えて手をつけることはできるんじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今、民間の活力導入ということが言われておりますが、実はこれは平成4年のときから、新たな公共施設をつくる場合の手法として実施をしております。やっこのPFI方式というものが10年たって浸透し始めた。一方で、この民間主導によりまして公共施設でその中心となった会社が潰れると、そういう事態も発生しております。ですから、必ずしも民間が全てうまくいくということではないというのがこのPFI方式であることをご理解いただきたい。PFI方式はあくまでもコスト削減でございますので、それだけ特定目的会社の職員の給料を削減したり、それから施設の整備に当たっては材料の問題等があって、いろいろ問題を起こしている事例もありますということもご理解いただきたい。

柴田町は、ほかの自治体と違って、今、町営住宅をつくっているのは多分2市7町で柴田町ぐらいではないかなと思っております。これは基本的には、そこに住んでいる方々が優先的に入るのですが、入らない場合には公募で若い人たちを募集できますので、恐らく今回、3号棟をつくる場合には7階建てをつくるのですが、半分ぐらいは地元の方が入ると思うのですが、半分は多分公募という形になるのではないかなというふうに思っております。

また、この定住のために、住んだら100万円上げるみたいなばらまきのものを行っている自治体もございますが、それで人口がふえるとはとても私は、やらないよりはやったほうがいいのですが、柴田町ではそういう政策はとれないということです。なぜなら、そういう政策をとると、いつも議会から言われております経常経費を圧迫してしまうからです。ですから、議会のほうでそういう経常的な資金にお金を費やしていいというのであれば、経常経費はどんどん悪化してしまうということを理解した上でぜひご協力いただきたいというふうに思っております。

若い人たちはやっぱり楽しい暮らし、文化的な暮らし、そういう関係で、なかなかこの定住策よりも都市環境の整備、仙台のように楽しめるところにやはり住みたくなるということがございます。仙台市より柴田町がすぐれているのは、中学3年生まで医療費がただだということ

でございます。だからといって、仙台市の若い人たちが柴田町に住むということは限らないということもご理解いただきたいというふうに思っております。総合的にやはり判断していかないと、なかなかこの人口増というのは難しいのかなというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 民間の活力といっても、PFIとか、この前の岩手県紫波町でいうとPPPですか。でも、私がここで申し上げたいのは、熊取町のように、まず地元の銀行さんと提携してそういう住宅ローンの利子補給をするというふうな、簡単と言えば簡単なそういうことも考えてはどうかと。創生会議で、日本でどのくらい人口が減るためにもうなくなってしまうところということで、柴田町は大丈夫だということがありますが、やはり柴田町ももっと危機意識を持ってこの人口減対策というのを、できることから私はやるべきかなと要望して、今の質問については終わります。

5)のまちづくり基本条例についてなんですが、周知度は低くても理念は理解されているんじゃないかと、いろいろあると言いますが、まず、町の審議会はこの状況を、こういうアンケートの結果についてどう受けとめているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 審議会等においても、やはり周知度というかそういうようなところの議論には含まれておりました。もう少し一段の情報公開というか住民参加、この手段を考えなさいというふうには報告の会議の中では位置づけられております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 条例そのものの理解度ということでは、こういう周知度が75.1%も知らないという人が多いということなんですが、最近、仙台市が、市民との協働条例という制定されて15年ぐらいたつということなんですが、見直しをしますというようなことをちょっとお聞きしたのですが、柴田町の条例なんか、文章とかがもしわかりにくいのであれば、わかりやすいように直して周知を図るというようなことも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについても、任期4年の審議会が間もなく発足します。この中において、実は前期4年間の検証というか反省も含めてこれからの改善策も、その審議会の中で議論を深めていく段取りで今進めておりますので、今後4年間の中である程度姿が見えてくるというようなことで進めていきます。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） もう一回、アンケートの結果の中で9ページに「町の魅力」という項目で、「自然環境がよい」とか「買い物の便がよい」というのが、どちらも40%台なんですね。そして、次に、「道路や交通の便がよい」、これが30%台。ところが、行政絡みとってはなんですが、ほかのところの消防、防災、子育て、教育環境、文化・スポーツというのが低いようなんですけれども、これは担当課としてはどのように受けとめているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 総括というような形で代表で答弁させていただきたいと思えます。

確かに低いというようなところも、今回は4年間の前期に基づく事業の検証についてのアンケートというようなところでもお願いしました。実際的には、先ほど言うように、防災力の向上とか子育てとか、これはやはり当然低い要望になっております。そういうようなことをいかに底上げを今後4年間でやるかということ、今担当課では事業の策定を進めているというようなところなんです。

ですから、当然この低い部分をいかに上げていくかというようなのが今各課で事業展開をするための準備をしている期間だということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） そういう意味では、次の10ページのところの「町の不十分なところ」ということで、「働く場が不足している」が25.4%ですか、それから「企業や産業の活力が不十分」9.6%とか、あと「魅力ある観光地がない」というのが19.9%ですか。これらも、例えば町としては今いろいろ素案を考える上で今後充実していく項目だと理解しているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 当然、前期の計画を立てるときもアンケートを行いました。それと全く順位は同じです、今回のアンケート結果。ですから、やはりその辺は重点的に力を入れた中で各課で取り組みを実施していくというようなことで、先日話し合いも行っています。

以上です。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 大きな1問目の最後になりますけれども、アンケートの53ページに、「これからの行財政改革」という項目がありまして、「公共工事の見直し」とか「経費の節

減」、それから「役場組織の簡素・合理化」とか、「既存施設の統合」なんていうのが結構高くなっているようなんですけれども、逆にこれは、町として今後力を入れるとしたらやはりこういう項目になるとお思いでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先日、行政専門部会を開催しました。その中においても、当然入るものはきちんといただくとかそういうような形で、もう少し指数的なところも表示する中で目標を掲げていこうと、こういうような形でですね。当然、行政改革も重要なこれからは位置づけで取り組んでいくというようなところで、今策定をさせていただいているというところです。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） それでは、大きな2問目に入ります。

この支援事業の実施主体、県とか福祉事務所のある市というのは、私も予想はしてはいたのですが、私がこの問題を取り上げたというのは、柴田町が町内の生活困窮者の実情をつかんでいるかという点なんですね。先ほどの答弁では、定義が明確ではなくて調べようがないということなんですけれども、この新しい法律の対象者、生活困窮者というのが、例えば失業者、多重債務者、ニート、ひきこもり、高校中退者、障害があると疑われる者など、さまざまな人たちが考えられているということなんです。

それで、まずお聞きしたいんですけれども、1)の柴田町の現在の生活保護世帯数が243世帯、365人ということなんですけれども、これが最近の傾向としてふえているんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 舟山議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど町長が申し上げましたとおり、平成25年度末でございますが、243世帯で365人ございました。1年前、平成24年度末でございますが、2世帯減りまして241世帯、町民では1人ふえまして366人。その前ですが、平成23年度末でございますが、246世帯、383人ということで、ここ3年間、四、五年ですけれども、大体一定の人数、世帯で来ているということがございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） この生活保護そのものも県の所管なんですが、最初の相談とか、あとは町から申請の何というか上申でなかった、それに町もかかわっていると思いますが、先ほどは件数のことをお聞きしましたけれども、傾向、例えば失業している人から生活保護になる

んだとか、先ほど私が申し上げた生活困窮者、例えばニート、ひきこもりとかそういう人からこういう生活保護になるというような、そういう傾向についてお聞きしたいんですけども、わかる範囲で結構ですけれども。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 生活保護ですね、福祉課のほうに町民の方が来られますけれども、その場合は、直接福祉課ということで来られる方もいらっしゃいます。また、地域にいらっしゃいます民生委員さんのほうから、こういうことでというふうなご紹介もございます。また、町のほうで相談を開設しております。そういったところから、どうでしょうねというようなことで来ますので、来るパターンとしてはいろいろなものがございます。

最近としましては、世の中の経済状況を反映いたしましてリストラされたというようなことでというものも当然ございますし、また、預貯金があったのですがだんだん目減りしてきましたというような方もいらっしゃいます。件数については、ご高齢の方もいらっしゃれば、障害をお持ちの方もいらっしゃるということで、全般というふうに申し上げてよろしいのかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） そうしますと、柴田町としてその生活保護世帯、今だと243世帯ぐらいということですが、分類というんでしょうかね、その生活保護に至る要因、失業したからこうなりましたとかですね、そういう分類というのはしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 私どもの町村の業務となりますと、今申し上げましたように、生活が苦しいという来方のご相談を受けます。その方のご相談を受けまして、福祉事務所のほうに申請する申請書の送達事務となっております、その以降につきましては県のほうの所掌ということでやっておりますので、県のほうからいろいろな事情ということで何人いるかという統計等については、町のほうでは今持ってはおりません。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今度のこの新しい法律に基づく支援事業が県とか市が主体となって事業を実施するにしても、まず、宮城県から柴田町にしている説明会というものがあったとお聞きしていますけれども、実際どのような説明会だったのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 合同庁舎のほうに行きまして、今度、来年4月からこういった法が施行されるというお話を頂戴しました。それで、県のほうでは仙南地域をモデル事業ということにいたしまして、オーガの2階のほうに6月に開設しますということを教えていただきました。それで、町のほうにそういったご相談が来た場合は、ぜひ福祉事務所にご連絡してもらっても結構ですし、そのオーガ2階にあるパーソナルサポートセンターのほうにご連絡をいただいてもということで、今6月からオープンしたわけですけれども、私ども福祉課のほうでも出向きまして、スタッフの専門員の方ともお話をさせていただきました。また、向こうの方もこちらに来ましてお話をということになっております。

町のほうでは、なかなか新しい制度ですので、町民の方に周知がまだ浸透しないのではないかとということもありましたので、JRの駅のほうにポスターとパンフレットを、あとは生涯学習センターのほうにも周知いたしました。あと、民生委員さんのほうには福祉事務所の担当の方が来て定例会でご説明を申し上げまして、あとはケアマネジャーの方のほうにもパンフレットを差し上げて周知しているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 今のように県が主体となって事業を実施するにしても、各市町村、具体的に言えば生活困窮者について柴田町内の実情を、例えば県が問い合わせしてくるとか、調査してくれませんかというようなそういう依頼が来る可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 県のほうから町村のほうに聞かれるということとはございません。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私からすると、こういう国が新しく決めた事業で、県が主催になるんですけれども、肝心の生活困窮者というのを実態を調べないで、ただ県も説明会を開いて仙南をモデル地区にしますとかという、そういう程度という言い方は悪いんですけれども、実際にその各市町村も、では、今まで生活困窮者というのがなかなか実態がつかめなかったけれども、つかまっちゃいけないというそういうふうになるわけではないんですか。県が直接生活困窮者というのを実情をつかむということなんですか、この事業を進めるために。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 現時点では、町内を回ってその困窮者の方にお声がけをしてということは町としてはやってはおりませんが、そういった町のほうもいろいろなPRということをしながらか、困ったときにはどうぞお声がけをしてくださいということで、間もなく町のお知ら

せ版のほうにも掲載をする予定でおりまして、とにかくお知らせをして、そういう方はこちらのほうにご連絡をとということで進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 私が受けた講義の中で、生活困窮者というのはいろいろ複雑な課題を抱えた人たちで、これまでいろんな国とか県とかの制度のはざまに置かれていると、置き去りにというのではないけれども、そういうふうに言われていると聞いたんですね。

お聞きしたいのは、柴田町としても、今後のこの生活保護をふやさないためにも、県が実際には生活困窮者の支援をやるんでしょうけれども、私は、こういう生活保護者のための独自の対策というのにも必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 議員おっしゃるとおり必要なことだと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） あと、この新制度の目標の一つが、この生活困窮者の支援を通じた地域づくりとあるんです。先ほどは生活保護撲滅のためとも言いましたけれども、実際には県がいろいろやる事業でしょうけれども、柴田町としてもまずそういう私は認識を持ってもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） はい、そのとおりだと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 秋田県の藤里町の例を挙げましたけれども、人口が3,680人、4,000人に足りないということで、人口からすると柴田町の約10分の1ですか、その規模でこういう取り組みをしているということで、柴田町としてどうかと聞いたら、まず、こういう秋田、藤里町のような個別の調査というのをしたことはない。それから、県が対応するという事なんですけれども、今後、柴田町としてもこのひきこもりというものを単独で調べるとか、町の社会福祉協議会に依頼するとか、私は必要ではないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 先ほど町長のほうで、月2回、仙南保健福祉事務所のほうで、町民の方のひきこもりということでご相談があった場合はということで開設しているというお話がございました。仙南保健福祉事務のほうに確認しましたところ、平成25年度では5人いらっしゃったというお話を伺っております。実態的なものはそういう数でございました。また、秋田

県の一町のほうでは全国に先駆けて、議員おっしゃるように対応されているというのも拝見したところございました。いろいろとその町ごとにご事情があるようでございましたけれども、柴田町としましても、このひきこもりということは大変プライベートなことでもありましようし、大変デリケートなものとも考えております。実際そういう方が行かれて、お宅にそういう方がいますかというようなお話の場面を想定いたしますと、なかなかプライベートなものだなというふうに考えているところでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 実際にその家庭のほうからすると、ひきこもりと違って余り言いたくないとか、それはわかるのですが、今の仕組みは、相談に来たら、それも県のそういう窓口ということですね。だから、そういう意味では、藤里町、こういう人口が少ないところだけでも、逆に言えば、よくこういう徹底した個別訪問調査ってやったとは思いますがね。だけれども、やっぱり今後こういう生活困窮者が生活保護に移っては困るという国の認識から、こういう支援事業を県なら県で仙南モデルというようなやり方をするにしても、どうなんでしょうね。何かやはり柴田町としても、福祉課だけではなく例えば教育関係も含めてやり方を考えてこういう実態というのを、なかなか難しい面があるとは思いますがね、私はやっていくという姿勢が必要ではないかと思うんですけどもね。相談が来たらどうかというのではなくて、その県の窓口ですよ、県の窓口で、では、柴田町さんこうですというのではなくて、柴田町が最初にそういう実情を少しでもつかむ努力が私は必要だと思いますけれども、改めて担当課長いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 町にはいろんな課がございます。学校ということもあります。子供さん方の状況を先生方が拝見して気づくこともあります。また、児童館、保育所、そちらにおきましてもそういったことで、先生方はベテランでございますのでいろんな点に気づくということもございます。そういったところで連携をとりながら、現在もやってはいるんですけども、この機会にまた集まって、そういった連携を再意識しながら、また関係現場のほうにも声をかけながらということで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最近のテレビとか新聞なんかで、親の生活困窮が子供の教育格差にもつながっているというふうに言われているんですね。それで、奨学金制度の見直しということもよく言われておりますけれども、柴田町の奨学制度、育英会ですか、今その実情というのはど

のようになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（阿部次男君） 柴田町の育英会につきましては、いわゆる中学生が高校進学というところで希望をされる家庭があるわけですが、ここ数年の動向を見ていますと、実は、例年だと、以前は数名の高校受験に当たっての奨学金支給の希望者がおったのですが、最近ここ一、二年は非常に少ないんです。どうしてなんだろうと。ことし3月の中学校卒業生などにつきましては、実は希望がゼロでした。柴田町の奨学生支給への申請がありませんでした。これ、どうしてなんだろうといろいろ考えているのですが、もしかすると、震災以降、民間のいろんな奨学金制度ができたりして、支給月額が例えば町の月額よりもずっと高いとかですね、そんなことももしかするとあるかもしれません。いろんなそういった、最近ではいわゆる自治体だけの奨学金制度ではなくてかなり拡充されてきているのかなというふうな感じがします。

これまでですと、実は、当然原資が限界がありますので、なかなかこの選ぶというのが大変なんですね。どの子に支給するかというのは非常に悩ましい選択をしているのですが、それが、ぱたっとここ一、二年、少なくなっているというよりもなくなってきているというところあたりが、少し様子を見てみなくてはならないのかなんていうふうなところが現状でございます。

○議長（加藤克明君） 質問ありますか。では、補足、総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今の教育長の補足で、高校に進むというふうな奨学金のケースはゼロで、大学に申し込むというケースは今回2件ということで対応しました。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 柴田町の奨学金制度もいわゆる貸付制でよろしいですね。そうすると、例えば生徒が卒業して就職してから返すとかで、最近それが回収不能になっているとか、国も見直しをしようと、返しやすいようにするとか、たしか無利子のやつを3万件ぐらいふやすとかということがありましたけれども、例えば柴田町も、先ほど教育長からは原資ということがありまして、給付にするとなかなかやりくりが大変かもわかりませんが、近い将来、そういう柴田町の育英制度も、国とかの制度に倣って少しずつ変えていくというそういう考えはあるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。課長で。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現行制度におきましては給付額ということで、議員お話しのとおり、回収も滞っている場合もあります。というのは、当然、学校が終わってから働くことに

対して、その時期でもまだ困窮という場合もありますので、その点では運用的な資金はふえていない現状ではあります。

ただ、現在その制度を今後どのように変えていくかというのは、今現段階では同制度を踏襲するということで考えておまして、これが枯渇するというふうな現状に達した場合については当然検討しなければいけないというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最後にお聞きしますが、この町としての奨学金制度の申請のときに、理由というのでしょうか、例えば親が失業したからとかほかという、何かそういう理由を書く項目というのがあるんですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 現在こういうところで生活が大変だということに対する理由は、当然記述する内容には入っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再質問をどうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最初に申しあげましたけれども、この制度が県とか福祉事務所のある市がやるにしても、柴田町としてもやはり生活困窮者というのはどういう実情なのかとか、あと具体的にひきこもりとか、調査が難しくてもやはり前向きに取り組んでほしいと、そう要望して、私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて14番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

11時10分から再開いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） 6番平間奈緒美です。大綱2問質問いたします。

子育てしやすい環境づくりに向けてどう取り組むのか。

柴田町では、全ての子供の健やかな育ちを地域全体で支える「子育て支援」と「子育て支

援」を重視して、次世代育成支援の取り組みを進めています。

しかし、現代社会における児童を取り巻く環境には、交通事故や犯罪、インターネットやゲームなどの悪影響、いじめなどの諸問題があり、これらにより子供の安全・安心に対して保護者の不安は高まっています。そのため、未来への希望、社会の宝である子供たちの育成を学校・地域・家庭で行えることや、保護者が安心して働きながら健全な子育てができる環境づくりが求められています。限られた財源と人材を上手に生かしながら魅力ある施策を打ち出すことで活路が開けるのではないのでしょうか。

そこで、子育て支援策について伺います。

1) 子育てに関する多様なニーズを調査・分析することによって、保護者の要望に沿った充実した子育て支援策を展開することができると思います。

平成26年度を目標年次とした「次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」の進捗状況と事業成果について伺います。

2) 「柴田町子ども・子育て支援事業計画」策定のために実施しましたアンケート調査について、どのような分析が行われ、計画をどのように生かしていくのでしょうか。

3) 子供たちが放課後を過ごす場所として、小学校1年生から3年生を対象とした放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブがあります。平成27年度開始予定の子ども・子育て支援新制度では、対象児童が小学校に就学している児童となり、6年生までに拡大される予定となっております。

しかし、各児童クラブの現状は、場所の狭さが問題となっており、6年生まで受け入れることは非常に難しい状況です。高学年の児童が利用できる対策はあるのでしょうか。例えば空き教室の利用などを検討しているのでしょうか。

4) 船岡小学校区内には児童館がありません。一日も早く児童館を整備することが望まれておりますが、この状況をどのように捉えているのでしょうか。

5) 人口減少が問題になっているこの時期だからこそ、子育ての環境づくりが大事なことではないのでしょうか。安心して働きながら子育てができること、子育ての環境整備は柴田町の大きな課題です。考えを伺います。

大綱2問目、「ペット」を取り巻く諸問題についてです。

現代社会では、孤独感や将来に対する不安感にさいなまれる人がおり、このことが原因で精神的な不安定さなどの社会問題となっております。こうした中で、ペットの飼育は、人に癒やしを与え、精神的な安定感を取り戻すとともに、健康維持・促進するなど、社会生活の安

定に大きく寄与するものとして注目されています。人とペットが共生することでよりよい社会の実現を目指すこととなります。

しかし、ペットに関する問題も生じており、飼い主のマナーの向上や正しい飼い方についての取り組みが必要ではないでしょうか。

そこで、伺います。

- 1) ペットにかかわるトラブル及び問題点は。
- 2) 正しいペットの飼い方、マナー向上に向けて啓蒙活動は。
- 3) ドッグランの整備について検討を。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱2点ございました。

まず1点目、子育てしやすい環境づくり、5点ほどございます。

1点目、平成22年度から平成26年度までの5カ年を計画期間としている「次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」の進捗状況につきましては、おおむね順調に進めることができているものと判断しております。

事業成果につきましては、ファミリー・サポート・センターの設置や放課後児童クラブの増設、船迫こどもセンターや三名生児童館の新築等、子育て支援施設を充実させながら子育て環境の整備をすることにより、子育て保護者の多様な働き方に対応した子育て支援を進めてまいりました。

また、児童手当の支給、子ども医療費助成を中学卒業までに拡大するなど、子育て世帯の経済的支援を進め、妊婦健診の充実、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業等を継続的に実施することにより、子育て親子の健康保持のための事業を進めてきたところでございます。

2点目、アンケート調査の結果からは、子育てが楽しく、生きがいになっている半面、子供の勉強のことや進学のこと、子育てにかかる経済的な負担、自分の時間が持てないなど、子育てについてさまざまな不安や負担を感じている人も多く、男性より女性の方がその負担感が強い傾向が読み取れました。

柴田町子ども・子育て支援事業計画は、子供と子育て世帯を対象として、町が今後進めていく施策の方向性・目標等を定める計画です。

子ども・子育て支援の質・量の充実を核に、子育て保護者のニーズを反映させた上、子育て

に負担感や不安感を強く感じている保護者に対する支援を拡充するとともに、安心して子供を産み育てる環境や、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現のための計画にすることができるよう進めてまいります。

3点目、放課後児童クラブの利用につきましては、平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度では、利用児童の対象年齢が小学校6年生までと引き上げられました。実施に当たっては、各市町村の実情に合わせ行うこととなっており、義務化されたものではございません。

さきの小学生児童世帯に対するアンケートの中で、放課後の過ごさせたい場所の質問では、一番多かったのが、自宅74.5%、次に、習い事42%、祖父母宅や友達・知人宅で15%で、放課後児童クラブは12.4%でした。放課後児童クラブを学年別に見てみますと、1年生が利用したいというのが26.7%、2年生が25%、3年生が14.5%、4年生が2.1%、5年生が0.7%、6年生が0.8%で、学年が上がるにつれて利用意向が下がる傾向となっております。

しかし、就学前児童世帯のアンケートでは、1年から3年生の低学年の利用希望が24.2%、4年から6年の高学年が17.9%となり、放課後児童クラブの利用意向が高くなっております。

現時点では、特別な支援が必要な児童については高学年の児童も受け入れておりますが、アンケートでもあるように、今後は高学年を含めた利用の増が見込まれます。このことから町としても、教室不足の課題等がありますが、子育て支援事業計画の中に、高学年を対象とした児童クラブの実施を盛り込みたいと考えております。

4点目、現在、本町には4カ所の児童館が開館しておりますが、ご指摘の船岡小学校区内には児童館はなく、7月にオープンした船迫こどもセンター等を利用いただいている状況でございます。

昨年度までの幼児保育型児童館が廃止されたことにより、今年度から、4館全ての児童館は本来の児童館として、18歳未満の児童に健全な遊びや居場所を提供する場としての機能や子育て支援や地域活動の拠点として機能しております。

オープンしたばかりの船迫こどもセンター内の船迫児童館も、小学生を初め中学生の利用もあり、予想を超える利用状況となっております。このことを見ても、船岡小学校区内にも児童館は必要であり、町としての整備も上位にランクされているところでございます。

今後は、開設場所の選定や児童館機能にあわせた多くの町民が利用しやすい施設機能の選択、職員体制や建設費など関係部署と協議を進め、船岡児童館の設置に向けて検討を進めて

まいります。

5点目、柴田町においては、仕事と生活の調和推進及び男女共同参画社会の実現のために、国の施策に合わせ、さまざまな機会において普及・啓蒙活動を推進しています。また、多様な働き方に対応した子育て支援サービスとして、延長保育・一時保育の取り組みや、放課後児童クラブでございますが学童保育の充実等、環境の整備に努めております。

特に、働く保護者の受け皿である保育所や放課後児童クラブについては、現在、船岡保育所と西船迫保育所で実施しているゆとり保育について、平成27年4月からは槻木保育所でも受け入れができるように準備を進めております。また、槻木放課後児童クラブにつきましては、槻木小学校の協力をいただきながら、平成26年7月から専用室を1教室増設して、利用児童を安全に保育できる環境整備に努めました。

また、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、民間事業者による新規参入も含めて地域型保育事業、これには2つございます、小規模保育3カ所、家庭的保育1カ所の導入を進めることにより、乳幼児の子育て環境のさらなる整備を進めてまいります。

大綱2点目、ペット関係でございます。3点ほどございました。

ペットは、犬、猫、鳥、爬虫類や昆虫など多岐にわたっておりますが、現在、苦情や相談が寄せられているのは、犬、猫がほとんどであります。町内の平成25年度の苦情・相談が寄せられた件数は、犬の鳴き声7件、動物のふん害11件となっており、苦情・相談が寄せられた場合、その都度、行政区長や仙南保健所と連携し飼い主への指導等を行っております。

現場での指導内容から、問題となる点としては、飼い主の認識不足が挙げられると思われまので、今後も関係機関等と連携を密にし、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、「捨てず、ふやさず、飼うなら一生」を念頭に、動物の愛護と適正な飼養についてご理解と意識高揚を図ってまいります。

2点目、犬の鳴き声や狂犬病予防接種の徹底、野良猫対策などの苦情に対する対策の一環として、仙南保健所の協力をいただき、昨年環境フェアにおいて犬の飼い方相談コーナーを設け、犬、猫の飼い主のマナー向上のアドバイス等を行い、好評を得ました。本年度も継続実施の予定であります。

また、お知らせ版による飼い主へのふん処理等マナー向上、動物愛護法に基づく動物虐待の禁止などの周知も行っておりますが、今後も関係機関との連携を密にし、啓蒙活動に取り組んでまいります。

3点目、ドッグランでございますが、ドッグラン施設は県内に14カ所ありますが、利用に際

しては狂犬病予防接種などが必要で、一般的な犬のしつけができていることが前提条件となっているようでございます。身近にある公設公営のドッグラン施設として、国が整備したみちのく公園内に、年間登録料が1頭につき310円と低料金で利用できる立派な施設がございます。小型犬エリア、大型犬エリア、貸し切りエリアが設けられ、自然豊かな環境で利用できますので、そちらをご利用いただければと思っております。

柴田町としては、まずは飼い主のモラル向上と動物の愛護と適正な飼養について意識高揚を図っていくことが大事だと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 平間奈緒美さん、再質問はありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 子育て関係について、まず質問いたします。

次世代育成支援地域行動計画につきましては、進捗状況等を含めて、新規事業、ファミリー・サポート事業や児童クラブの開設など、本当に多くのことに取り組んでいただいて、大分子育てがしやすくなっているのかなと私自身も考えております。まだまだ足りない事業等もございますが、大分進んできているのかなと思います。

それを踏まえまして、昨年12月、アンケート調査をとったわけですが、そのアンケートの結果についていつごろ報告がされるのでしょうか、それについて伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） アンケート調査については今、集計が終わって策定に進んでいるんですけども、子育て会議のほうは第3回も終了しております。第4回目、10月を予定していますけれども、その中である程度の素案ができるというふうには思っております。その素案ができれば、議会のほうにもその資料をお配りしたいというふうに考えてございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 子育て会議等でも専門の先生方、子育てにかかわっている方々からのご意見もあると思いますので、できるだけ早目にアンケート結果を出していただきたいと思っております。

アンケートの高さは前回の一般質問でも聞いて、まちづくりアンケートの30%よりも非常に高い回収率があったということで、本当に子育て世代の意見を非常に反映していると思います。まだ結果が出ていないので、この件についてはこれからということですが、個別の意見というのも大分あったと思います。個別の意見についてはどのように今現在のところ

考えているのでしょうか、伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 町長の答弁でも申し上げましたように、子育てを楽しみたいという方が結構多いというのが私の感想でした。ただ現実には、なかなかやっぱり収入の関係でその子育てにかかる費用が大変だということで、やっぱり保育所とか幼稚園の減免希望というのが結構多かったなという感じはします。また、待機児童が私のほうは31人、今登録されていますけれども、その解消をしてほしいという、施設整備をしていただきたいというのもありました。また、今、こどもセンターができて大分緩和されたかとは思いますが、自由に遊ぶ場所がほしいなということで、そちらのほうは大分改善されたかなという、そういう意見が多かったなという感じはします。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 個別の意見をあくまでも参考意見として聞いていくわけだと思うんですけども、本当にいろんな意見が多分出ていたと思います、個別意見としては。そういったものをぜひ把握して、その計画に役立ててほしいなというのをまず要望しておきます。

それでは、子供たちの放課後の過ごし方についてです。

先ほど町長答弁でありました、学年が上がることによって放課後児童クラブの利用率というのは大分希望するパーセンテージは下がってきているんですけども、実際のところ3年生までしか利用できないからということが多く、パーセンテージを見ると4年生以降がぐんと減っているのは、そういうところなのかなと感じました。これから新制度ができるに当たって、6年生まで希望すれば使えるということなんですけれども、通告書でも出してあるとおり、各クラブごとに場所が狭いとかという問題が個々あります。各クラブごとにどのような対策、先ほど槻木小学校に関しましては空き教室を利用していくということなんですけれども、船岡小学校、そのほかの小学校の対策について、今現在考えていることがあれば、伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 今現在、3年生までを主に預かっているんですけども、やっぱり狭いと感じたのは、船岡の児童クラブと槻木の児童クラブ。今回、槻木の児童クラブは1教室ふえたので、そちらのほうは解消したのかなと。船岡のほうは、前年度1教室から2教室になったということで、それもある程度は改善はされていますけれども、今90人を超える登録がございますので、そちらも若干狭いというのが実情です。そこに6年生までが

入ってくるとなると、人数的には少ないというふうに予想はしますけれども、1年生と仮に6年生が同じ教室で遊べるか学習できるかという、なかなか疑問です、いっぱいのところですね。そうすると、もう一教室というふうになると、今小学校の余裕教室もちょっと満杯の状況です。各小学校に問い合わせてもそういう状況になっているそうです。ですから、すぐにもう少し余裕教室というのはちょっと難しい状況だろうというふうに、私のほうも感じています。

では、6年生までを受け入れるのがいつなのかということになりますけれども、すぐには難しくても、後期計画の中に入れていくということですので、その辺は学校と十分協議をしていきたいと。教室をうまく何とか利用して対応したいというふうに考えてございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 狭い、90人、船岡小学校に関しては定員を超える人数がいるということで、1年生から6年生までが一つの教室というのはなかなか難しいのかなと、私も感じております。

学校とはそういった協議というのは何回かお願いして、うまく槻木小学校はふやしたということなんですけれども、船岡小学校と何回ぐらいそういったお話し合いというのはしているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 槻木小学校のほうは、夏休み前に、校長先生と私どもの館長、私も入りましたけれども、いろいろ協議をさせていただいて、私たちのほうの子供を預かっていただくのだから、ぜひ利用していただきたいと快く引き受けていただいて、1部屋確保させていただきました。

船岡小学校のほうも、夏休み前に、内部でまず1教室借りられるかどうかと、夏休み期間中です。ただ、隣のクラスが1年生クラスなんですね。そうすると、先生がやっぱりそこでいろいろ作業するという日になると、なかなか難しいと。学校側も、夏休み大丈夫ですかというふうな話はちょっと心配していただいて、大変ありがたかったんですけども、そういう事情があって船岡小学校のほうはちょっと難しい状況だったので、今回は、ホールとかをうまく利用しながらやっついこうというふうな運びになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 特に夏の暑い時期、広いわけではないので、狭い教室の中で何十人という子供たちが集まると、環境的にも非常に大変なのかなと思います。ぜひ学校と協力をし

て、例えばホール、あと図書室とか、そういったところも利用できるように学校側に働きかけをして、まず部屋の狭さの解消に努めていただきたいと思います。

あと、ちなみに来年度の児童クラブの募集についてはどのように考えているのでしょうか。現状と同じ3年生までを考えているのかについて、伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 6年生まではすぐにはちょっと難しい状況ですので、来年度に関しても3年生までというふうに考えております。

あと、特別な事情にある高学年のお子さんに関しては、引き続き引き受けたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 特別な事情を抱えている方というのは何年生、4年生以上だと思うんですけども、4年生以上は、今現時的にどのくらいいるのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 4年生から6年生まで特別な事情のある方ということで、今現在、全部合わせて5名ほどのお子さんがおります。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 募集に当たっては保護者への説明も必要になってくるんですけども、保護者への説明等はこういった形をとられるのか、伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 6年生までのという形での説明ということで理解してよろしいですか。（「はい」の声あり）

まずは、法が変わって6年生までになったというのは当然お知らせしなければならないというふうに思います。ただ、先ほど言ったように、現状がまだ需要が少ないということと、対応が難しいということの説明もさせていただきたいというふうに思います。

ということで、来年度に関しては3年生までということで進めさせていただきます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ちなみに負担金というのは変わらないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 今現在、お1人月3,000円いただいていますけれども、その変更は今のところ考えてございません。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 各児童クラブ、人数が多いところ、少ないところがあると思うんですけども、障害を持っている子供さんに対しての対応というのは、今現状どうなっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 障害をお持ちのお子さんも特別な事情のある子という形になるかと思えますけれども、教室のやっぱりこう目立つところにちょっとまとまっていただけで、そこに臨時の保育士さんが常時見ているような感じで今のところ対応をしているというのが状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） はい、わかりました。

国でも「放課後子ども総合プラン」についてさまざまなプランが出されております。放課後対策の総合的な推進について、それに伴い女性が輝く日本の実現に向けて、放課後子ども総合プラン、さまざまな子育てプランが出ております。これを見ると、非常にこれが実現できたらすごいなというのを私自身感じているんですけども、実際これを実現するために、町としても本当に本腰を入れてやらないと、これはなかなか実現が難しいのかなと感じております。今現在、この国から出されているいろんな施策について担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 実は8月に、放課後子ども総合プランというのができて、まだできたてなんですけれども、その中では、今90万人、児童クラブ、全国いるんですけども、120万人いるだろうということで、30万人を放課後児童クラブで今後5年間でふやしましょうということです。

この30万人、では、どういうふうにしていくのかということなんですけれども、新しい施設をつくるというのはなかなか難しいので、学校の余裕教室を活用しようと。これは都会で子供さんが減っているので、そういうのも可能なのかなというふうに思います。新しくつくる80%を学校の空き教室を利用しようということのプランです。5年間で30万人の受け皿づくりということです。あとは、学校サイドを借りるというふうになると、校長先生とか学校サイドのほうの責任問題、どちらが学校の中であるんだとなかなか今まで明確化されていなかったということで、その空き教室を使う基準が定かでなかったんです。それを今後明確化し

ていこうということで、その空き教室の利用を推進するという事です。それも、空き教室というのはなかなか難しいので、例えばたまにしか使わない図工室とか、そういうふうな特別な部屋も視野に入れましょうというふうになっています。

そんなところがプランとしては上がってきています。当然、6年生まで受け入れるという前提のプランになっています。そんなところを全部取り入れるというのは、なかなか議員さんおっしゃったように難しい状況にはあることは確かですけれども、ただ、難しいからだめだねということではなくて、少しでも近づけるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひそのような努力をしていただいてこのプランに近づけるように、本当に素晴らしいことが書いてあるんですね。これが実現できれば、本当に安心して親世代の方は働きに出られるのかなと思います。ぜひプランだけに終わらないで、柴田町独自の案も何かつけ足していただいて行っていただきたいと思います。

あと、ちなみに柴田小学校には児童クラブはないんですけれども、前回、待機事業をいただいたときに、柴田小学校に関しては児童クラブは設けませんということだったんですけれども、実際のところはどうなのでしょう、要望等はないのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 柴田児童館がなくなって、小学校の後の問題ですよ。確かに考えなければならない問題だと。ただ、地区からの保護者からの要望というのは今のところございません。ただ、アンケートの中で1人だけ別な児童クラブに行っているという方がいますので、ゼロではないということです。

では、児童館もありませんので、たんぼぼさんに新しく開園していただくときに、児童館機能も、経営が落ちついたらちょっと担ってほしいという要望は出しております。始まってまだ半年もたたないですからそういう状況にはないわけですけれども、徐々に経営が安定してきたら、小学生の児童クラブ、そちらのほうも今後たんぼぼさんと協議をしながら、何とか受け入れていただくような形もちよと考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） はい、わかりました。ぜひ、近くにせつかく今まで児童館があつて、そこが民間の第2たんぼぼ幼稚園ということで、非常に評判も、私自身も、第2たんぼぼ幼稚園ができてよかったですという意見も聞いておりますので、幼稚園に通っている子供さん

だけではなく、隣にある小学生の元児童館の卒園生たちにも使えるように、働きかけをお願いします。

それでは、船岡小学校の児童館の問題です。先ほど町長答弁では必要だということで、計画として上位に置いて検討しますということだったんですけれども、実際に建物を建設すると、また長い何年かという年月がたってしまって、今実際に使いたい、利用したいと言っている人たちが、使えないで大きくなってしまふのかなと感じております。

例えば、新しく建てることももちろん計画には入れていただきたいんですけれども、今欲しいという要望がある中で、隣にある船岡公民館の放課後のちょっとした時間だけを利用するとか、そういったことというのは何か話として上がってきているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 船岡の一番大きいまちに児童館がないというのは大変悲しいことで、上位にランクしているというのもその辺でございます。ただ、児童クラブのほうは学校を借りてやっているんですけれども、児童館のほうがないということで、その地区の人は自宅とか、あとは塾とかというのがやっぱり多いのかなというのは今現状です。

公民館のほうであいている会議室等がですかね、そちらのほうをというふうなご意見でしたけれども、ちょっと今まで余り考えたことはなかったんですけれども、ただ、新しい施設だといいかもなという感じはしますけれども、あそこは古いので、なかなかそこに学校を終わって子供たちが遊びに来るかというようなのは、ちょっと疑問が残ります。だから、少し遠くても、新しいこどもセンターに行くというふうな考えが成り立つかもしれません。ただ、新しい児童館をすぐつくるわけにもいかないの、その間何かをしなければならぬとなれば、一つの案というふうに捉えさせていただきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 古いから子供たちも行くかという、なかなか行かないというのも感じておりますが、ぜひ検討の一つとしてお願いいたします。

こどもセンターについては、多くの利用者がいるということで、非常にうれしいことなんですけれども、実際に船岡小学校の子供たちが子供たちだけで行くというのは、学区外という問題があって利用できないのが現状なんです。例えば保護者の方がいる、誰か大人の方がいれば行くことは可能なんですけれども、そういった実情も踏まえていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 今、小学校では、学区外に出ることは子供だけではだめだよと、保護者がついて行くと、そのとおりだと思います。実は私の孫も東船岡の小学校学区で、こどもセンターに連れて行ったら、何か病みつきになって3回ぐらい連れて行ったんですけども。そういう問題は確かにあります。それで、船迫のこどもセンターだけに頼るのは、やっぱり限度があります。

ですから、やっぱり船岡の小学校地区にも何とか早目に、各課との連携・協議も必要ですけども、整備に関して進めていきたいというふうに考えています。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ちなみに上位とあるということなんですけれども、今町でいっぱいいろんな事業があります。数えるだけでもたくさんありますけれども、上位と言ったら何番目ぐらいになるのか、そこだけ伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 私の個人的な考えでは、一番は、総合体育館が最初に来るのかなと、その次に給食センターが来るのかなというふうに思います。あとは、その後、図書館と、併設できればその辺、ですから、これはあくまでも私の考えですけども、そんなところなのかなと。ただ、そこにまだ新しい事業とかが入ってきますから、何とも言えないなと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 優先順位でいうと、多分、3番、4番、5番とかだんだん低くなっていくのかなと感じていますがけれども、今現状やはり保護者の皆様から聞くと、船岡小学校学区内に児童館がないというのは本当に不便で困る。子供たちが自宅で遊ぶというのは、結局児童館がないから自宅で遊ぶというのが多いと聞いております。できれば児童館の整備についても、単独館ではなくやはり複合館、図書館をませたりとか公民館と一緒にとか、そういった複合館を要望したいと思います。

ちょっと時間がないんですけども、それでは、5) のことについてちょっと伺います。

アンケート結果がまだ出ていないのではっきりとは言えないんですけども、まだまだ子育てに対しての情報発信が少ないと感じている保護者の方も多くいます。実際に、引っ越してきたけれども、柴田町でどういった子育てをやっているかというのがわからないというご意見もいただきます。

3月の会議の一般質問の中でも、町長答弁で、子育て専用サイトの構築と「しばた子育て支

援ガイドブック」の更新についてご答弁がありました。これについての現在の進捗状況について伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 子育てに関して情報発信は非常に重要だと思っております。今、インターネットがありますので、そちらのほうは逐次直しながら発信をさせていただきたいというふうに思います。

あと、先ほど、ガイドブックと専用サイトの話が出ましたけれども、ガイドブックは今、原稿をちょっと作成中で今、印刷までは当然回っていませんけれども、その内容確認ということで、年明けてからの配布になるかなという感じがします。それは、子育て世帯に関して全戸配布する予定でございます。今あるやつをリニューアルして、もっと見やすいようにしたガイドブックというふうに捉えております。

あと、専用サイトのほうなんですけれども、当初予算で470万円ほどの予算をとらせていただいて計画をさせていただきました。実はこれには申しわけない回答になりますけれども、今回の補正予算の中で減額をさせていただいております。というのは、予算を組む段階で補助対象になるという話があったんです。補助対象になって情報発信ができるのであればやりましょうというふうになったんですけれども、軒並み県内の市町村は全部アウトになりました。というのは、470万円、そして年間あと150万円の維持費がかかるんですけれども、その費用対効果がなかなか難しいということの結果で、その採択にはならなかったんです。今回、補正予算のほうで出てきますけれども、この専用サイトに関しては減額をして取りやめると。ただ、そのかわりに、今もあるホームページをもう少し充実させて、この専用サイトまではいかないにしても、負けないぐらいの情報発信をしたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひホームページに関しては、負けないぐらいのを本当につくっていただきたいと思います。

支援ガイドブックについてなんですけれども、多分前回いただいた、ゼロ歳からの全年齢を網羅したものが1冊渡されるのかなと思うんですけれども、もう印刷に入ってしまうと思うのでちょっと難しいと思うんですけれども、年齢ごとの、例えば乳幼児、未就学児、小学生対象というような分け方をして配布をしたらどうなのかなと思ったんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 印刷物は十分子育て世帯に行き渡るぐらいの部数はします。ですから、子育てに直接携わっている世帯、お二人子供さんいても1冊になりますけれども、それは全世帯。あとは、転入してきたお子さんがいる世帯に関しては、窓口で配布をするというふうに情報発信をしていきたいというふうに思います。議員さんおっしゃるように、例えば保育所、幼稚園、そういうふうな年齢ごとに分けて配布をしたいというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） はい、わかりました。

ちょっと戻るんですけども、「女性が輝く日本の実現に向けて」という中で、子育て支援員の創設についてが案として書かれております。育児経験豊かな主婦を対象とした子育て支援員を認定して活躍してもらう計画があります。全国共通の研修課程をクリアして、指導員育成に努めてもらうということなんですけれども、これについて担当課としてはどういうふうに考えているのか。支援員を育成していくための何かPRとかというのは考えているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 新しいメニューとして出てきているみたいですが、今のところ、子育て支援に関しては、ファミリー・サポート・センターの登録している方、そちらのほうに子育て支援のやり方、もちろんその方たちはもう子育てを十分知っている方ですから、それにほかのお子さんを預かるときの研修等をやって、この子育て支援員ではないんですけども、そういうふうな状況をつくっていききたいと。ただ、今度、子育て支援員というのがどういう立場でどういうふうな形でできるのか、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 子育て支援員に関しては、放課後児童クラブ等もありますので、補助員としての研修もありますので、共通研修が10時間、各コースあるんですけども、それプラス、放課後児童コースだとさらに5時間程度あるということですので、こういったのも利用して、実際のところ、指導員の放課後児童クラブの見ていただいている方たちも非常に大変な重労働だということもありますので、人をふやすという努力もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 今、放課後児童クラブの指導員の話が出ました。実は、人数的に、正職員が13人です。あとはその3倍ぐらい、38人だったと思いましたが、臨時の指導員の方なんです。約3倍が、時間は4時間の人もいるし6時間の人もいますけれども、そういう状況で今運営させていただいております。ですから、その三十何名の指導員の方にはいろいろ研修を受けていただいて質の向上を図っていただくということで、町のほうも取り組みたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 平間奈緒美議員、ちょっと。

間もなく12時になりますけれども、平間奈緒美議員の一般質問が終結まで繰り越しますのでご協力をお願いしたいと思います。では、どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 済みません。ありがとうございます。

最後に、子ども・子育て支援新制度についてまだ町として説明会というのは行っていませんけれども、仙台市とかではもう説明会を行っています。今後、子ども・子育て会議が10月に終わるということで、多分それが終わってから説明会に入ると思うんですけれども、いつごろを予定しているのか、それだけ伺います。

○議長（加藤克明君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（長谷川 敏君） 来年4月から新しくなるということで、当初、説明会をしなければならぬというふうに考えておりました。ただ、私立の幼稚園が新しい制度にちょっとすぐにはのれないよということで、そのままの旧体制でいくということが今のところ確定しております。そこに、新しい制度の説明を逆にその保護者の方にとすると、非常に混乱するだろうというふうに今考えております。ですから、何かお知らせはしますけれども、逆に、仙台市はもうすぐ始まってしまいますからいいんですけれども、私のほうは、やらないのをやるような形でいくことはどうなのかなというふうに思います。

ただ、小規模保育のほうは4月からやるというふうに今のところは思っていますので、そちらの保護者に関しては、当然形態が変わってきますから説明会をしなければならぬと。ただ、それは今のところは年明けてから。12月に、その関係で条例をちょっと制定しなければならぬ作業が出てきます。その条例が決まってから、その小規模のほうの説明会をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 子育てに関しては、できるだけきめの細かいサービスの提供をお願いして、次のペット関係に移りたいと思います。

先ほど町長答弁でも、ペットにかかわるトラブル、犬、猫が主なトラブルの報告が上がっているということですが、この犬の鳴き声が7件、ふんが11件という報告が上がってきているんですけども、実際には、もっと出てこない件数があるのかなと私自身は考えております。というか、地域住民の方からも、特に猫のふんとかに関しては伺っております。その都度、上がってきたものに関しては、区長さんや保健所の指導が入ることなんですけれども、実際にこれというのは同じ方というわけではないのですか、どうなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 平成25年度に苦情総件数184件なんですけれども、先ほど犬の鳴き声7件、動物のふん11件というようなことで、重複している方もおります。でも、ほとんどがそれぞれの地域でそのような苦情があるというようなことです。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 例えば注意、区長さんなりが何とかしてくださいとお願いをしたときに、すぐ何とかするんでしょうけれども、また繰り返すという可能性はあると思うんですね。できるだけそういったものを繰り返さないようなものも必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） やはり飼い主のマナーの欠如というふうなことがあります。

注意すればすぐにそのようにする方もおれば、そのようにしない方もいますというようなことです。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 私も飼い主となって、震災後ちょっと事情がありまして捨て猫を拾って飼い主歴3年になりました。捨て猫だったので、本当にどうしたらいいのかなということで、どういった飼い方をすればいいのかとか、すぐ近所の獣医さんに行って伺ってきました。ある程度の年齢になったら、こうしたほうがいいああしたほうがいいというのを指導を受けております。本当に飼い主のマナーがよければ、こういった問題って起きないと思うんですね。柴田町としても、ちょっとホームページだけを開くと、犬を飼うときはとか、死体の処理はとか、こういったルール等もございます。猫の飼い方についてもあります。ただ、これだけではちょっとなかなか飼い主のマナーアップにもつながらないのかなと思っております。

実際のところ、環境フェアでも、ペットのマナーの向上に向けての活動もされているということで、今年度もするということなんですけれども、実際に本当に来てほしい人は多分、環境フェ

アにはいらっしゃらないのかなと思っております。ぜひそういったものもありますので、保健所との連携はもちろんですが、獣医さんとの連携なんかもとるといいのかなと思っているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 今回の環境フェアに関しては、昨年実施しました仙南保健所のほうの協力もいただくと。あと、あわせて獣医師会のほうにもそれに参加してほしいというようなことで要望は出しております。

○議長（加藤克明君） 質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ環境フェアのほうに足を運んでいただける飼い主さんをふやすような努力も必要だなと思っておりますので、お願いします。

ペットの飼い方、犬の飼い方、猫の飼い方については、県のほうでも宮城県動物愛護管理推進計画というのが平成19年の12月に出され、ことしの平成26年3月にまた改定版というのが出ております。本当にこれを読むと、飼い主のマナーが悪い、マナーアップ向上に向けての取り組みや、特に保健所に来る犬、猫の関係ですね。結構件数を見ると、1年間に仙南の保健所だけでも約500件近い犬の収容の数があります。特に子猫が非常に多いということで、この中でも子猫に対しての引き取り手がなかなかいないと。犬、猫に関しては引き取り手があるけれども、特に子猫に関しては、まだ離乳前なので殺処分されていることが多いということもなっております。ぜひこういったなくさなくともいい命をしないためにも、町としても、ぜひ飼い方のマナーアップに向けて取り組んでいただきたいと思うんです。リーフレットをつくったからいいとかそういうことだけではなくて、狂犬病の注射に来た方とか、猫の飼い主さんというのはなかなか把握は難しいんですけれども、先ほど言いました動物病院と連携をとっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） そうですね、猫の飼い主が特定されないというようなことで、非常に私のほうでも困っております。犬であれば登録制度というようなことで飼い主がわかるわけなんですけれども、猫についてはそういう制度がないので、なかなか特定されないと。やはり苦情が寄せられている中身を見ますと、放浪の猫に餌を与えて、それは愛護というようなことでいいと思うんですけれども、ただ、困るのが、そのふんの始末がされていないというようなことがあります。餌を与えたとなれば、その餌を与えた人がやはり猫のふんの始末まですべきだなと思っています。

一応、予防的なこととなりますけれども、県のほうの施設なんですけれども、動物愛護センターということで富谷町のほうにあるんです、そういう施設が。犬、猫の飼い方的なことです。抱き方とか手洗いとかそういうような教育する場所があります。その利用者は、あらかじめ連絡しておいて、月曜日から木曜日まで実施しているようなんですけれども、そういうような講習を受ける施設があるというようなことがありますので、それらも含めてPRしたいなと思っています。あと、保健所の獣医さんやら、あと動物病院ですね、それらと連携をとりながら、そういうような機会を捉えて飼い方等については町民の方に知らせるというようなことを考えていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 本当にペットに癒やされている、家族の一員だと思っている方は、この世の中に私も含めていっぱいいます。ただ、飼い方が悪いだけで、犬のふんの問題とかいろいろ近所トラブルになっているケースも本当にあります。犬、猫にちょっとふんをされて、すごくノイローゼになるわという家庭ももちろんあります。そういったところで、やはり本当に何度も言いますが、飼い主のモラルの問題かなと思います。ぜひ町としては、そのモラルの向上についてももっともっと啓蒙活動をしていていただきたいと思います。

時間もあれなので、最後に、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が6月に環境省のほうから出されております。これは、牧原プランというアクションプランになるんですけれども、この中でも、「動物は、私たちの生活を豊かにしてくれ、時には家族と同じように人間にとってかけがえのない存在です。命の大切さを教えてくれる存在です」。共生できるためにも、ペットを飼っている飼い主のマナーアップに向けて、ぜひ町のほうでも取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて6番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

13時30分再開します。

午後0時07分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

質問者吉田和夫君から資料の提出がありましたので、お手元に配付しております。ご確認い

たきます。

それでは、3番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫です。大綱2問質問させていただきます。

1問目、**学校給食における食物アレルギー対応について。**

柴田町では、小学校で92人、中学校で30人のアレルギーを持っている児童生徒が報告されており、以前の一般質問でもこの学校給食アレルギー問題が取り上げられたことがあります。

文部科学省の有識者会議がことし3月に取りまとめた「今後の学校給食における食物アレルギー対応について（最終報告）」によると、アナフィラキシーを経験した子供は5万人弱、自己注射薬エピペンを持つ子供は約2万7,000人、平成20年4月以降に学校内でエピペンを使用した例は408件もありました。一方、給食を提供する小中学校579校の抽出調査によると、96%が、平成20年に同省が監修して発行された「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて対応していると回答しています。しかし、管理職や養護教諭ら一部の教職員しか周知されていない学校が4分の1に上っており、ガイドラインに基づく対応の徹底が必要不可欠であると、改めて認識されております。報告書の中には今後の改善・充実方策等について具体的に提案されており、都道府県、市区町村教育委員会における対応や各学校における対応などがきめ細かく明記されています。

そこで伺います。

- 1) 情報の把握や共有はどのように。
- 2) 事故の予防策は。
- 3) 緊急時の対応策は。

大綱2問目、**第5次柴田町総合計画後期基本計画策定に当たって。**

柴田町は、第5次柴田町総合計画（平成23年度から平成30年度まで）を策定しましたが、前期基本計画は今年度で終了となります。今回実施した住民アンケート調査を参考にして、平成30年度までの後期基本計画を策定しますが、アンケート調査の中で、「柴田町は住みやすいか」の質問に、73.5%と多くの方が「住みやすい」と答えています。一方、小学校区別に見ると、西住小学校区で20.6%、柴田小学校区で18.4%が「住みにくい」と答えています。

また、町の魅力について、「自然環境が豊かである」が48.4%、「買い物の便がよい」が45.3%、「道路や鉄道等の交通の利便が高い」が31.4%です。これらは、ほとんどの小学校区で高くなっております。一方、「町の不十分なところ」については、「働く場所が不足してい

る」との回答が、10代から60代までの全ての年代で上位3項目以内に入っています。

そこで、お伺いいたします。

1) 西住小学校区と柴田小学校区のアンケート結果で、住みにくい理由として考えられることは。

2) 鉄道の利便を図るために、公的な駐車場確保が必要では。

3) 企業誘致にはどのような策を講じ、また、どれくらいの企業と接触しているのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、町長。最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） 大綱1問目、学校給食における食物アレルギー対応についてお答えします。

1点目、「情報の把握や共有はどのように」についてですが、食物アレルギーを持つ児童生徒の情報については、年度初めに保護者に対して「アレルギーに関する調査」などを実施することで把握に努めております。また、新入学児童につきましては、就学時健診の際に、保健師による問診で、食物アレルギーなどの申し送りが必要な事項を取りまとめ、入学先の各学校へ引き継ぐようにしております。

食物アレルギーを持つ小学生92名、中学生32名、計124名のうち、医療機関の証明による給食全部の停止者は1名、一部の食品を除いて食べている児童生徒は15名、牛乳アレルギー等による牛乳のみの停止者は24名となっております。その他84名ということになるわけですが、これにつきましては軽度でありまして、量が少ない場合は給食をそのまま食べるとかそういうケースもございます。そんな状況になっております。

児童生徒の情報につきましては、担任や養護教諭任せにするのではなくて、職員会議などで情報共有と共通理解を図っております。また、各学校では、毎年、学校医、教育委員会職員を交えた学校保健委員会を開催して、その中でも情報交換を行っております。

2点目、「事故の予防策は」についてですが、学校給食事故の予防策としましては、現在、保護者からの申し出で牛乳を停止したり、献立の原材料と成分を詳細に記入した食品成分表を保護者へ事前に配付して、摂取できない、摂取してはいけない食品を児童生徒が自分で取り除くことで対応しております。また、できるだけ複数のアレルギー、例えば、卵とエビ、カニなどが1日の献立に重複しないように留意しながら、給食センターでは献立作成を行っておりま

す。担任が除去するアレルゲンを正しく理解し、給食時に十分配慮すること、また、保護者が児童生徒に対し取り除く食品を理解させておくよう協力を求めるなどして、今後も事故防止に十分留意していきたいと考えております。

3点目、「緊急時の対応策は」についてですが、児童生徒が誤って食べてしまった、児童生徒の様子がおかしいなどの緊急時の対応につきましては、学校の状況に応じて独自の緊急対応マニュアルなどを作成しているところや、既に作成してあるほかの地方公共団体のマニュアルを準用している学校もございます。昨年度、重篤な状況の際に速やかに救急搬送に対応できるように、柴田消防署と町内の学校が幾度も話し合いを重ねまして、個人情報の伝達方法についてお互いに改善を図ったところであります。

緊急時に備えるために、各学校の養護教諭は、「食物アレルギー・アナフィラキシーの対応を考える」と題した学校保健研修会に参加し、その後の職員会議で全教職員に周知も図っております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 2問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2問目、総合計画の関連でございます。3点ほどございました。

まず1点目、まちづくりアンケート調査では、「住みにくい」または「どちらかといえば住みにくい」と回答した人を合わせた割合は、ご指摘のとおり、西住小学校区では20.6%、柴田小学校区で18.4%と、他の4小学校区と比べて高くなっています。

両地区における住みにくい理由は何かというご質問ですが、当該調査で住みにくい理由に関する調査はしていませんので、町の不十分なところを尋ねた結果から推測すれば、西住小学校区では、「買い物の便が悪い」が29.4%、「情報通信網が不十分」が26.5%、「文化・スポーツ環境が不十分」が20.6%と、上位となっています。また、柴田小学校区では、「道路や鉄道等交通の便が悪い」が34.2%、「働く場が不足している」が31.6%、「買い物の便が悪い」が28.9%と上位となっています。両小学校区に共通する特徴としては、「買い物の便が悪い」という回答が高くなっていることです。他の小学校区でのアンケート結果では、「買い物の便が悪い」という回答は上位3位までに入っていないことから、身近にショッピングセンターや日用生活品を取り扱うスーパーがないことが起因しているものと考えられます。そして、西住小学校区では38.2%の方が、柴田小学校区では18.4%の方が町外で買い物をすると回答しており、ほかの学区との違いが出ていました。

その他、柴田小学校区の特徴としては「道路や鉄道等交通の便が悪い」が一番高く、区域道路の整備状況や鉄道利用時の駅までの距離が他の学区と比較して長いこと等の理由が考えられます。

2点目、駅利用者の利便を図るため、槻木駅西地区、船岡駅、槻木駅に、合わせて92台の公的駐車場があります。

駐車台数の中身は、槻木駅西地区に28台、船岡駅北駐車場に17台、船岡駅南駐車場に18台、槻木駅東駐車場に13台、槻木駅西駐車場16台で、駅前の駐車場には、障がい者用の駐車場を各1台分確保しております。

駅周辺には民間の月決めの駐車場もありますが、利用状況は、公的駐車場及び民間の駐車場ともあっている状況であることから、当面は既存の公的・民間の駐車場で対応は可能であると考えております。

3点目、柴田町にある船岡工業団地、神明堂工業団地、北部丘陵工業団地の3カ所の工業団地は、ほとんどが分譲済みの状況です。分譲可能な土地としては、槻木工場適地に約10.5ヘクタールありますが、未造成地で91名の所有者がいる状況です。

現在、柴田町において企業誘致に関する財政支援策として、柴田町に事業所を新設・移設・増設する企業に対し、企業立地促進条例に基づく各種奨励金の交付や民間投資促進特区における、町条例の定めるところによる固定資産税の減免があります。また、規制緩和策として、町条例による工場立地法に規定されている緑地等面積要件の緩和がございます。さらに、企業立地の促進と地域経済の発展や雇用拡大を図るため、今年度から町に立地を希望する企業へ情報を提供する「柴田町空き工場用地等情報提供事業」を実施しております。

これまでの企業誘致に当たりましては、宮城県経済商工観光部産業立地推進課が毎年発行する「企業立地ガイド」、宮城県の主要工業団地の一覧に「槻木工場適地」を掲載し、宮城県から広くPRをしていただき、柴田町に立地を希望する企業やコンサルティング会社等からの相談や問い合わせがあり、立地の見込みがついた場合に企業を訪問することも行ってきました。

宮城県内の各自治体の企業誘致活動を見ますと、既に造成した工業団地を有する自治体において、宮城県とともに東京や名古屋で積極的なPR活動に取り組んでいるようでございます。柴田町においては、造成した工場団地を持っていませんので、柴田町内工場等連絡協議会会員企業など既存企業を中心に、工場等連絡協議会会員企業と連携した企業の誘致や既存企業の生産設備の拡充を促すなどして、働く場の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 今、いろいろ答弁いただきました。

まず、子供一人一人のアレルギー、今回の最終報告でこんなにもいたのかということでびっくりしたわけなんですけれども、一人一人の体質を正確に把握する必要があるのは当然だと思います。

安全管理の観点から、先ほど教育長の答弁で、医師からの診断書1名おられるというのがありました。あとは除去食ぐらいの対応で済むのかなとは思うんですけれども、全国的にこれぐらい広がっている中に、こういうアレルギーの方がもし食べたらどうなるんだろうかというようなことで、その程度に応じては医者の方を促すとかというような対応はどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 議員お話しのとおり、アレルギー体質によってはさまざまな処方という形も対応になると思います。

学校側のほうでも、重度の児童生徒に対しては当然医師の診療、こういう形でアレルギーなので大変危険ですという診断での書類を提出していただきながら、食物アレルギーに対して対応しているというのが現状であります。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） ガイドラインでは、食物アレルギーがあった場合、除去すればいいという以外に、きょう皆さんのほうに資料を提出させていただきました。これはインターネットからとったわけなんですけれども、ガイドラインではきちんとそのアレルギーらしき人、除去以外の方でちょっとしたら危険なんじゃないかなんていう方については、こういう指導表をもとにきちんと把握したほうがいいんじゃないかと。これは表、裏あるんですけれども、特に裏側なんかは、これは食物アレルギーで「ある」「なし」。だめだというのを食べたらアナフィラキシーのショックがあるのかどうかとか、この四角い枠で囲っているんですけれども、明らかな症状の既往、2つ目には食物負荷試験、いわゆるパッチテストというのがあるんですけれども、ソバだったら、これがソバに非常に反応したとか。3つ目にはI g E抗体等検査結果と、これは血液検査で、もっと具体的に何十点何ぼという数字が、陽性でもうんと強いやつなのかどうかという。これはもちろん医療機関でないとわかりません。こういうのまでガイドラインでは、危険なアレルギーを持っているような方というのは、ここまで調べる必要があるのかなとは思うんですけれども、これはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 学校におきましても、当然アレルギーの該当者に対しては、これを提出するように義務づけはしております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） まるっきり同じ用紙なんじゃないかね。

柴田町ではいただきました。こういう健康手帳というのが配布されているようです。これも見せていただきました。これではやっぱり不十分かなというふうに思います。例えば、1ページに、食物アレルギー1行です。その下に、処方されている医薬品等1行。あとは3ページぐらいに病歴があります。どんな病名を持っていますか、現在、病気の状況はどうかという項目なんですけれども。今、先ほど教育長の答弁でありました。年度初めに具体的にアンケート調査で、この子供はどのようなアレルギーを持っていますというのは把握されているというふうなお話でした。その要旨をこの手帳に書き込むのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） この内容につきましては、生徒児童全てに対して発行しております。これについて記入するというふうには義務づけております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） そうすると、事前にアンケートをとったやつをこのノートに記載して、継続して使うというふうに理解しました。

ちょうど私も勉強中でいまして、8月15日に、宮城県の総務部私学文書課私立学校班、これはインターネットにそのまま名前も載っていましたのでKさんという方まで、アレルギー対策について、再度各学区にアンケート調査が出ているんですけれども、これは御存じでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 申しわけありません。ちょっと対応しておりません。

○議長（加藤克明君） では、後ほど、また。再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） ちょうど資料、これインターネットでいろいろアレルギー対策について調べていまして、8月15日までメールかファクスで提出してくださいと、教育委員会にも来ているはずですよ。私も確認したら、やっていますということでしたので。13項目ぐらいに分かれてあります。多分、学校では提出したと思います。後で確認しておいていただきたいと思うんですけれども。

内容はほとんどが、アナフィラキシー症候群でショックがあった場合はおたくの学校ではどう対応していますかという項目です。特に3番目あたりになると、「学校での管理を求める食物アレルギーがある児童生徒については、学校生活管理指導表の提出を必須としていますか」、先ほど皆さんにお渡ししました、これを必須ですか、必須でないですかという項目とですね。あるいは、「学校にはいないんだけど、転校生でそのアナフィラキシーショックがあるという人が転校してきた場合、どう対応するようになっていきますか」。そのほかにも、これは13項目ぐらい、全部出ています。多分学校では全部報告して、私も学校のほうにこの総務課のほうにお話ししたら、「うちのほうは私立学校だけまとめています、そのほかについては教育長のほうでまとめています」ということでしたので、教育委員会でどういう対応をしたのか。あるいは、各学校のほうでどういう対応をしたのか。

先ほど教育長答弁でも、ある学校では、1人、医者診断でエピペンを持っている人がいると。やっぱり1人いると、その学校では研修会にも参加する。いざ注射を打つ場合は、どういうふうにして注射を打ったらいいかとかという勉強会はなされていると思うんですけども、このアンケート調査についてはきちんと調べていただきたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みませんでした。

各学校から報告なされている情報は、拝見しておりました。済みませんでした。

これに基づきまして、議員お話しのと通りの緊急対応策ということで、私のほうでも不備な点については即対応したいというふうに、現況を把握しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） 2番目の事故の予防策ですけども、先ほどの答弁では、保護者からの申し出、自分で食育も兼ねて取り除くというのは、一番基本的かなとは思いますが、ミスは必ず起きるものと認識していただいて、このアレルギー問題を対応していただきたい。

管理職、いわゆるあと養護教諭、栄養教諭、これは柴田町では、大体教職員全員はこの講習はお済みなんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 先ほど研修というふうな回答を申し上げたと思うのですが、当然、県のほうの研修会なものですから、全員が出席するというのは不可能といえますか、輪

番制なものですから、全員というふうにはちょっと今は現在なっておりません。ただ、養護教諭並びにそれに携わる職員については、研修会のほうに出席するということでの義務づけはしております。なので、全教員がその研修会に参加していないのが現状です。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） これは基本的に教職員全員が知っておかなければいけない認識事項だと思いますので、最終報告でも4分の1ぐらいしか対応されていないと、学校の管理職とか養護教諭、栄養の先生方は講習を受けているようですけれども、きちんと対応もとっていただきたいと思います。

これも県の教育委員会のスポーツ健康課に、9月4日、私は電話しました。最近、そのアレルギーについての勉強会がありますかと言ったら、ちょうどよかったですねということで資料をいただきました。ファクスでいただいたんですけども、残念なことに終わっているやつがあります。しあさってあるやつもあります。教育委員会のほうにも出していますと言うけれども、この案内状を見えていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） それについては拝見しておりまして、町内についても参加者は出席するようになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） 5月には300人対象の県庁での研修会ですというけれども、5月には参加していますか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 済みません。人数は把握しておりませんが、参加しております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） これも文書案内を見ると、5月15日、県庁で300名、教職員全員対象です。9月11日、これはちょっと離れます。登米合同庁舎、8月29日、これは100名程度、これは何名か参加するということでしたけれども、午後1時から4時過ぎまでかかる講義内容ですね。ほとんどが、食物アレルギーのアナフィラキシーの対応を考える及びそのエピペン使用についての実技講習まで含まれております。県のほうでは以上だったんですけども、ちなみに何かそういうのはありませんかとお話ししましたら、石巻教育委員会では、県立こども病院の三浦先生という先生を講師に実施予定だそうです。また、去年の話で恐縮ですがと

ということで、川崎町の教育委員会でも、アレルギー対応の勉強会を実施したお話を伺いました。柴田町の教育委員会では、その各学校の先生方を対象に、随時でもいいですけども、そういう対応はなされているんでしょうか。あるいはDVD講習とかというのものもあるらしいんですけども、対応をとっていますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 各学校単位の研修会というのは特に定めておりませんが、今議員おっしゃったとおり、エピペンの対応する研修というのは、当然、該当する児童があつては必須なので、柴田町においても現在1名エピペン対象者がおりますので、その学校につきましては教職員全員が研修ということで、父兄の方に力をおかりしたわけなんですけども研修を持って、全職員が対応できるという状態に研修はしております。

ただ、今議員がおっしゃられたとおりの、エピペンについては特殊なもので入手できるものではないので、通常的な研修はちょっとできかねるというという部分があるので、その研修的には、お話しされた情報等を検証しながら、ほかの学校につきましても前向きに検討したいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） エピペンの使用はほとんど多分ないとは思んですけども、統計的に見ると、2万何千人の子供たちがエピペンを持って学校に通っているということ自体を見ると、おっかないなというふうにつくづく思いました。ぜひ講習等を受けていただけてやっていただきたいと思えます。

緊急時の対応に移らせていただくんですけども、このエピペンというのは注射です。この緊急時の児童生徒がアナフィラキシーショックを起こした場合、注射は医者でないとできないんですけども、学校の先生は打つことができますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） その医師というもとにエピペンは対応するようになるのですが、国からの通達に基づきまして、緊急の場合については医師じゃなくてもできるというふうな通達が来ておりますので、それで学校教職員に対しての研修で対応はできるというふうな判断します。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） このエピペンの場合は、医師法あるいは文部科学省のほうでも、お互いに協力し合いながら教職員が、そういう子供がショックを起こした場合は、エピペンを持つ

ているような子供については学校の先生が打ってもいいという通達なんかも出ています。どうしようかと言って、そのショックを和らげる注射を打つことができなかったというのが一番の問題なので、多分、今、通達が何回も回っているのだけれども、いまだにこのエピペンの使い方とかそういう対応をとっているというのは、そういうところにあると思います。

先ほどなかなか手に入らないと言いましたけれども、プロパーなんかにお話しして、例えば、どこそこの学校でエピペンの使い方をやりたいんですけれどもと言ったら、すぐ見本で持ってきますよ。簡単な、勇気さえ要ると思うんですけれども。エピペンの医師法の解釈については、先ほど言ったようにオーケーと、先生であれば打っていいですよという、医師法違反には触れませんというふうにお墨つきをいただいておりますので、命を助けるという意味からすぐさま打っていただきたいと思います。

私ももう10年以上前ですけれども健康診断の担当をしております、昔、営林署といたしました、今、森林監督署、やぶの中まで入って枝打ちとか下刈りとかといって、蜂に刺されます。そのときにエピペンというのを、蜂に刺されたショックを和らげるためにみんな持って山に入っていくんですね。ちょうどうちのほうが産業医だったものですから、みんな処方してくれる。当時は、全部輸入物です。保険もききません。その緊急用の対策のために、山から病院まで遠いとかという場合はそういうふうにして携行して、みんなが認識しながら、蜂に刺された場合はお互いに刺し合うとかというこういう対応をとっておりました。

今回、一番驚いたのは、その408件、エピペン注射を打ったという事例ですね。裏を返せば、それぐらいの命の危険があったというのが408件。その内訳も出ていました。本人が打ったのは122件、学校の先生が打ったやつ106件、保護者114件、救命士66件、合計408件。これは1年間ではありませんけれども、このくらいの方が注射を打ったという報告がなされております。全員一遍でというのは難しいと思うんですけれども、県の機関あるいはいろんなものを利用しながら全員共通の認識に立っていただきたいと思います。

次に移らせていただいて、西住小学校区、今先ほど町長からの答弁がありました。

私も、西住小学校、柴田小学校区、複数の方にも聞いたんですけれども、西住小学校の場合だと、やっぱり雨水対策ですね、あとは特段ありませんとかというお話でした。また、柴田学区についても、一番は、やはり町長答弁なさったとおり、買い物、道路が狭いと、これが一番のネックでした。特に槻木小学校区については道路だと思うんですね。見てのとおり、入間田、成田、葉坂、富沢、上川名、真ん中が大きく田んぼで、入り江のほうに町が点在しているという学校区なんですけれども。

町長の今回の選挙でも随分概木のほうに力を入れていただいて、町長のお話でも、ちょっと引用させていただきます。「快適な日常生活を送る上での基礎的インフラである道路には、富沢16号線の早期完成に向けてスピードを加速させるとともに、この路線とアクセスする町道入間田44号線の整備も視野に入れ、上川名地区、四日市場山根地区方面へのスムーズな道路網の再編を図ります。さらに、町道四日市場北14号線、岩沼市境の狭隘部を解消していきます」と訴えております。この住みよいまちづくりに道路の整備は欠かせませんので、再度、町長、この辺の道路の整備、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、平成25年度、国は強靱化計画ということで、補正予算を組んで市町村の道路網の整備に予算をつけていただきましたし、がんばる交付金と、また別な交付金をつけていただいて、柴田町はそれを活用させて、こどもセンターとかいろいろ使わせていただきました。26年度も道路整備ということで、当初予算に恐らく20路線、議会の議決をいただきました。これは国のほうで20路線は来年度つけますというお話だったのですが、実は、あけてみたら37%しかつけてよこさなかったということでございます。これは財務省の関係かどうかはわかりませんが、国も財政再建のほうにことしは軸足を移しているのかなというふうに思っております。

そうした中で、社会資本整備総合交付金ですね、富沢16号線だけは橋、五間堀にかかるのですが、これは37%予算ついたのでは途中で橋がかかりませんので、こちらは100%つけていただきました。平均しますと、約60%しかつかない状態でございます。国は、初めてこの市町村の小さな道路にも補助金制度をつくっていただいておりますので、国の予算がもとに戻らないと、その分おくれるということでございます。これは柴田町長の力だけではどうにもなりませんので、地方を挙げて今回の地方再生計画の中に公共事業の大幅アップをぜひお願いしたいと、みんなで力を合わせてお願いしないといけないというふうに思っております。

たまたま麻生財務大臣が補正予算を組みたいというお話が新聞記事に載っておりましたので、ここをうまく活用して道路網整備、37%しか内示がございませんでしたので、少しでも県や国から残予算を柴田町につけるように、今職員が一生懸命県庁に働きかけをしているところでございます。

ですから、今おっしゃった入間田44号線も、この進捗状況では相当おくれるというのが実情でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番(吉田和夫君) このあと2番目の鉄道の利用を図るために公的な駐車場ということで、先ほど町長の答弁で92台とありました。町のインターネットを調べて、柴田町をホームページに出して駐車場というふうにして検索すると、64台しかありません。ちょうど船岡駅南17台、船岡駅北18台、槻木駅東13台、槻木西16台、これはホームページからとったんですけども、あとの残りの部分はどこに載っているのでしょうか。

○議長(加藤克明君) 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長(武山昭彦君) お答えいたします。

槻木駅の裏側の15区の集会所の手前側のところと、それから15区の集会所の東側にございまして、15区の東側につきましては、県営住宅で2台目、3台目の駐車場が必要な方が利用されております。それから、槻木駅の跨線橋をおりた自由通路をおりたすぐのところには、ここはちょっと遠隔地の方々が車をとめていたり、それから、町外から3台ほど車をとめて、ここ槻木から電車を利用して仙台方面に出かけている方が3名おります。

○議長(加藤克明君) 再質問をどうぞ。

○3番(吉田和夫君) それも、きちんとホームページにも載せてもらったほうがいいですね。料金なんかもできれば載せていただきたいなど。私も40年間、JRを使って仙台まで通勤していました。本当に私も選挙戦で立って、槻木の東側、西側、あと船岡の南側、北側というのですかね、1日置きずつ何か月間か立たせていただきましたけれども、とにかく高校生あるいはサラリーマンの方、送迎が多いです。槻木駅にぼんと来て、そこですぐ電車で飛び乗って、送った人はそのまま帰っていくという。もっとももっととめられるというようなスペースがあればもっといいのかなというふうに思いました。それもできるだけ安くということで私も調べてみました。

栗原市って新幹線駅があるんですけども、そこには何と2つの駐車場、300台、12時間で300円。朝行って帰りまで300円でとめられるというのが300台。無料駐車場305台、月決め駐車場180台、月は1カ月3,700円、いわゆる780台分登米市では駅のところに確保されておりましたし、もちろん仙台までの通勤、新幹線であれば20分で通勤します。マイホームも夢じゃないということで栗原市も脚光を浴びています。白石市も見ました。インターネットで調べたんですけども、これも月決め4,500円で駅周辺に、台数はちょっと書かれていなかったんですけども2カ所。大河原町にも準備されています。3カ所で260台。これは大河原町のホームページからとれば260台。1日借りると350円、3カ月の定期にすると1万4,150円。そのほかにも一般のところ、オーガでしたか、立体駐車場で256台。2つ合わせると、大河原駅周辺だ

けでも500台の駐車場が完備されています。今お話しした柴田町からすると、町長の答弁で九十何台、5分の1ぐらいになると思います。もっともっと利用していきたいなと思います。

時間もあれですので、最後の企業誘致のほうに移らせていただくんですけども、町長みずからトップセールスを行う旨の発言されております。私は、トップセールスというと、直接企業に赴いて、ぜひ柴田町にどうですかというようなことをニュアンスしていたんですけども、そうではないのでしょうか、町長。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ここで本当に工場団地を柴田町が造成して企業誘致を一生懸命やった時代がございます。そのときは、東北に産業の展開が進んだ時期とあって、そういう政策をとった時代がございます。あくまでも工業団地がないとセールスには行けないということなので、もし本気になって工場団地を造成するということになると、ほかの政策との兼ね合いがございます。ですから、これは、議会とともに本当に議論をして、工場誘致を優先させるということであれば、都市環境は少し我慢をしてもらって特化すると、ただし、特化しても相手のあることでございます。今、自動車産業と航空産業はある程度立地をいたしておりますので、次の産業というのはなかなか見出だせない状況でございます。ですから、これについては、県と仙南2市7町が力を合わせて、ある程度工業団地をつくらないといけないというふうに思っております。

もう一つは、集積をしないと企業は来ないということです。まずはその関連企業、それから優秀な人材、そういったものをある程度集積させてなければ立地をしないという動きもありますので、単発的な工場誘致はしますが、総体的に集積した場所をつくらないと、いろんな有名な企業が来ないということもありますので、県と一緒にやれないかどうか、村井知事に質問状を出したりして今進めているところでございます。そういった意味で先頭に立つということでございます。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） そういうことでのトップセールスということなんですね。

去年の7月に議会広報の研修会、東京に行きました。東京で、ちょうど柴田町の課長さんをなされていた伊東昭代さんという方が東京事務所の所長さんでおられました。本当に、ある町村なんかではわざわざ東京事務所に出向させて企業誘致を図るというような試みもなされていたようですけれども、今考えれば、東京にうちのほうの課長さんがいたんだなというふうにして思えば、東京に出張したときに、所長さんのところにこの企業誘致とかなんかはお願いをし

たんでしょかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） もちろん、元部下なので行きやすいし、東京事務所に寄ってお話を聞く機会がございます。先ほど回答しましたように、一時期工場団地が売れ残った時代がございました。宮城県も、実は私が担当していて今、北部中核工業団地、7年売れ残っていた時代がございます。それで、各自治体がそれではいかんということで工場団地を売り始めたときに、トヨタの自動車関係が動き出して今は埋まっておりますが、やはり工場団地を持っていないと、セールスというのはなかなか難しいと。今、東京と名古屋で名刺交換をやっておりますが、首長さんからの話を聞くと、工場団地を持っているところは相手にはするけれども、ほかのところはほとんど面識だけだというようなお話がございました。でも、そういう面識が大事だということで私も参加するつもりではおりますが、そのように、工場というのは簡単にはいかないと、あくまでもその受け皿となるところをきちっと整備をしないといけないということですね。

もう一つは、オーダーメイドとよく言います。ところが、オーダーメイドというのは短期間にやらなければなりませんので、相当体力を持っていないと資金計画を持っていないと、なかなかオーダーメイドでやれないと。もう一つは、土地を売るほうですね。今、田んぼで50万円ぐらいしか売れないので、工場団地が来ると1反歩300万とか400万円とか、こういう話になると、なかなか機動的にいかない。ですから、本当に町民も議会も我々も工場団地で企業を誘致するんだというのであれば、当分、安く土地を提供していただいて造成工事をして、その分ほかの事業はちょっと待っていただいて、ある程度資金をためて取りかからないと、なかなか抜本的に、はい、すぐ企業が来ますということには私はならないのではないかと、それよりも子育て支援とか、さっき議論になりましたけれども都市環境の整備、このほうが意外と人が住みやすくなるというふうに思っております。

雇用のミスマッチは、実は働くところはいっぱいあって人が足りないのが実情でございます。ただ、若者は、立派なオフィスの中において事務をやってインターネットで、こういう感じなんです。本来、働くところはいっぱいあり過ぎて、例えば、バスの運転手さんも足りない、タクシーの運転手さんも足りない、介護・保健師も足りない、保育士も足りない、足りないところはいっぱいなんです、この地方はね。ですから、それを若い人たちに魅力のあるものにするには、ある程度賃金を確かなものにしてあげると、そういうことを国がやらないと、本当に片一方では人材が不足している、片一方では働くところはないと言っているこのミスマッチを、

やっぱり国の力で埋めてもらわないといけないのではないかなど、そこに新たな雇用が私は生まれるのではないかなどというふうに考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） 時間も押し迫ったので、斎藤課長も初めて見えていますので、一つ。川崎町のホームページにも企業誘致で、このようにきちんとどういう区画にこのくらいものがありますよというのが出ています。また、村田町のほうにも、ホームページのほうに企業立地のご案内なんかも出ております。柴田町のホームページのほうにぜひそういうのも入れていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、村田町と川崎町のホームページの話が出ましたけれども、柴田町におきましては、今現在、空き工場用地の情報提供事業と、あと柴田町企業立地優遇制度についてホームページに掲載している状況なんですけれども、この企業誘致につきましては、今町長が答弁しましたとおり、ある程度、今、槻木工場適地という工場適地があるんですけれども、そこがやっぱり造成した上で、どうぞいつでも受け皿ができていますので来てくださいという状況になれば、町のホームページにトップページに掲載するような形にしたいなと思っております。今のところ、まだそういう予定はございません。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○3番（吉田和夫君） 最後になりますけれども、そのアンケート調査で後期計画を参考にするということでしたので、10代から60代までの全ての年代で企業誘致を望んでおられます。大きな有名な会社が来ればもちろんいいんですけれども、二、三十人の会社でも10社集まれば二、三百人の企業になられます。本当に町長みずからトップセールスで構いませんので、一生懸命声がけをしていただいて、この10代から60代まで働く場所がないというようなところに負託をお願いしたいなど。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて、3番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時35分から再開します。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5 番齋藤義勝君、質問席において質問してください。

〔5 番 齋藤義勝君 登壇〕

○5 番（齋藤義勝君） 5 番齋藤義勝です。大綱2問質問いたします。

1. 公共施設マネジメントについて。

国土交通省は2050年を見据えた国土づくりの理念を示し、都市部から離れた地区の対策として、生活に必要な機能を持つ全国約5,000の拠点の周辺に集まって住むことを想定した「国土のグランドデザイン2050」を、ことし7月4日に発表しました。これによりますと、全国の人口は、現在の1億2,806万人から、無策のまま放置すると2050年には9,700万人に落ち込むと推計され、人口減に対応するためには、狭い範囲に人を集め、病院やスーパーなどの基礎生活に必要な基礎施設を維持することを優先課題として、維持管理に経費がかかる道路や橋などのインフラ整備を抑えることとしています。このことは、今までの「国土の均衡ある発展」ではなく、「インフラを賢く使う」ということであり、これまでくまなく都市化を目指してきた戦後の人口増加による国土政策を、大きく転換させるグランドデザインであると受けとめられます。

さらに全国を1キロメートル四方升の升状に分けてみた場合、人が居住する土地の6割以上で人口が半減すると試算されています。その対策として、役場や小学校のある、人が比較的多く住む全国5,000カ所ほどの「小さな拠点」に、日常生活を支える郵便局や診療所などの生活基盤を集約させ、住民は拠点内か、その拠点から車で60分以内の数カ所の集落に居住して機能集約させることで、現在約6万5,000カ所ある過疎地域の集落を3万カ所に減らし、老朽化した社会インフラの維持管理費を抑え、地域の持続と成長を目指すとしております。

すなわち、この計画は、これまで掲げていた「国土の均衡ある発展」を大きく転換させるものであり、地方切り捨ての側面もあるため、構想実現には大きな紆余曲折が想定されます。このことは、柴田町の公共施設のマネジメントに相通じるものがあります。人口減少や高齢化は地域の事情により大きく異なりますが、中長期的にどのような対策が必要なのかを見きわめた上で、国と連携し地元企業や住民と協力し、さらに議論を深め創意工夫を引き出して、地域のまちづくりや雇用創出の将来像を描き、目標と時間軸を示した上で真摯に取り組むべきであると受けとめております。

そこで、これに関連して質問いたします。

1) 公共施設マネジメントを考える上で、日本の高度経済成長期（昭和40年から昭和48年まで）に建てられた柴田町の公共施設のうち、耐震補強が必要と思われる建物とその建築年度は。

2) 国土交通省の調査によると、20年後には半分以上の建物が老朽化（築50年以上）すると言われております。柴田町で、これに該当する公共施設はどのくらいあるのでしょうか。

3) 公共施設の設置基準について、現在、集会所は行政区単位となっておりますが、これからの厳しい財政状況及び人口減少を考えると、見直しが必要ではないでしょうか。

4) 長期的公共施設マネジメント計画を立てる場合、複合化、新設の抑制、長寿命化の3点が最重要課題と考えられますが、どう捉えますか。

5) 私が試算したところ、現在の柴田町の社会資本整備費（公共施設維持管理費）は年間約10億円ですが、これから先の10年間では、建てかえ、改修を含めると約190億円が必要になるようございます。年平均19億円で、このままの予算では、単純計算で半分の施設が使えなくなるとともに、人口減少に準じて個人負担の増大という悪循環につながることを懸念されますが、どのような対策を考えているのでしょうか。

大綱2問、「まち・ひと・しごと創生本部」の設立について。

日本創生会議が過日発表した、1,710地方自治体のうち896自治体が消滅し、何もしなければ日本の人口は激減するという事態を受けて、政府は、7月25日、「国土のグランドデザイン2050」計画に続いて、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、50年後に人口1億人を維持するという目標を立てました。

目標達成のために創生本部が一番に取り組むべきことは雇用の創出であり、その中身は、各省庁の縦割りを排除してワーキングチームをつくり、地方からの公募・提案を受け入れ、情報の共有化を図るとしています。しかし、主役になるべき地方の自覚も一層問われると受けとめられます。受け身ではなく、地域が持つ強みや特長を積極的に掘り起こし、新たな産業振興につなげてもらいたいとあります。年間出生数が100万人割れ目前まで迫っていることを踏まえ、若者のIターンの促進を図り、晩婚・晩産の流れを断ち切り、現在の30代前半以下を重点的に支援し、この世代の収入を安定させることが、「50年後の1億人」の最大ポイントであると言われております。

そこで、これに関連してお伺いします。

1) 今までの公共事業対策では雇用問題解消には至っていませんでしたが、この創生本部では、地方の雇用創出を重点課題に挙げております。柴田町も積極的に取り組むべき課題と思

ますが、どうでしょうか。

2) この創生本部が、官民一体化を掲げて地方の特産品の普及を促すために、「ふるさと名物応援制度」をつくるとのことですが、その中身は。

3) 政府は「地域おこし協力隊」を設置し、地域おこし活動の支援をしているようですが、その内容は。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、大綱2点ございました。

1 問目、公共施設のマネジメントに関して5点ほどございました。順次お答えします。

まず1点目、耐震診断の結果、耐震補強が必要となる建物は3施設であります。

建築年度は、西住児童館と船岡公民館が昭和45年度、役場庁舎が昭和48年度となっております。

2点目、今後20年後に老朽化する建物は、総数で57施設あります。

内容は、庁舎関係が4施設と集会所11施設、消防関係11施設、学校関係で6施設、福祉児童関係7施設、公民館や体育館3施設、町営住宅6施設、その他9施設になっています。

3点目、集会所の中には老朽化が進んでいる建物もありますし、人口減少社会の状況なども踏まえ、今後の集会所建設のあり方などを検討させていただき、行政区と意見交換しながら対応してまいりたいと考えております。

4点目、今後10年間で建設を予定している主な建物は、総合体育館、学校給食センター、図書館、それから北船岡町営住宅などです。約61億円程度の建設投資額を見込んでおり、年平均では約6億1,000万円程度ではないかと考えております。既存建物については、耐震補強や大規模改修などにより施設の長寿命化を図ってまいります。これらの維持管理費を含めて、議員ご指摘の190億円、年平均19億円まで達しないと考えております。

公共施設マネジメント計画には、箱物等の建設系施設と、道路や公園など基盤系施設の管理手法を定めなければなりません。住民生活の基盤となる道路や下水道などはまだ柴田町では十分ではなく、新設の抑制は難しい公共施設であると考えております。しかし、建築系施設につきましても、既存施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画の中に盛り込むべく、平成28年度の策定をめどに今進めていきたいと考えております。

その中において、議員ご指摘の施設の複合化など3点は重要な視点であると考えております。

次に大綱2点目、3点ほどございました。

まず1点目、安倍首相が、地方の人口減少に歯どめをかけ、地方を活性化するための「地方創生」の実現に向けた地方産業を活性化する関連法案を、秋の臨時国会に提出の考えを平成26年7月20日の横浜市内の講演の中で示しました。法案の具体的な内容はまだ明らかになっていませんが、安倍首相が推進する「アベノミクス」の効果を、地方にも波及させる狙いがあるものと思います。安倍首相を本部長とする、地方創生大臣を置いて内閣全体として取り組み、年明けにも総合戦略としてまとめる方針で進んでいます。このような状況のもとに、平成27年度の概算要求基準では、地方活性化や人口対策を対象に最大約4兆円規模の特別枠を設け、重点配分していくことを政府は確認しています。

そこで、厚生労働省は、雇用創出の確保のために300億円交付、農林水産省は、農村の買い物弱者支援策、国土交通省は、ふるさと集落生活圏の推進等、各省庁が別々のメニューとして27年度予算案として要求しているところであり、今後どのような施策に調整されていくのか注視をしているところであります。本町としてもこの機会を生かしたいと、各課長にはアンテナを高くして情報収集に努めるよう、8月の庁議で指示をしております。

2点目、「ふるさと名物応援制度」です。

国が市町村に対して無利子貸し付けを行い、「ふるさと名物」の商品開発や販路開拓に当たる事業者が市町村が超低利や無利子で5年から10年程度貸し付けを行う、新たな制度の創設です。

各地域では浸透しているものの、情報発信が十分でない特産品や全国に売り出したい農産物や海産物、工芸品や郷土料理などを市町村が「ふるさと名物」として指定。その開発に当たる生産者に対しては、超低利や無利子で5年から10年程度貸し付けされる。また、「ふるさと名物」を扱う小売業者やネット事業者が販路開拓するための事業支援にも、低利融資や信用保証が受けられるようになる制度です。

しかし、その具体的な内容は、秋の臨時国会に提出される中小資源活用促進法の改正案をまたなければなりません。

3点目、「地域おこし協力隊」は、3大都市圏や都市地域に住む意欲のある人材を、人口減少や高齢化等が著しい地域に市町村が受け入れ、定住して地域コミュニティ活動や地域行事の支援、農林業の応援、住民の見守りや買い物などの生活支援に従事してもらい、地域の活性化

に貢献してもらおうという制度です。

活動期間は、おおむね1年以上最長3年となっております。この取り組みの経費につきましては、特別交付税として措置されます。

内容は、隊員1人につき年間400万円を上限に活動経費が支給、導入自治体には200万円が募集経費として国から財政支援が受けられます。平成25年度における全国の隊員状況は、4府県、314市町村で隊員総数978人です。宮城県では、登米市1人、七ヶ宿町1人、加美町3人の計5人が地域おこし協力隊員として活動しました。

以上です。

○議長（加藤克明君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） まず最初に、今町長の答弁の中で、昭和40年から48年の間に建てられた公共施設のうち、耐震補強の必要と思われるものが3施設あると答弁いただきました。その中に、この役場本庁ですね、あと西住集会所、あと船岡公民館、この3件を言われましたけれども、この建物については、学校とか公民館、集会所など、人の出入りというのが本当に多い建物だと私は考えております。

それで、万が一でございますけれども、3年前の東日本大震災なんかを考えますと、そろそろ建てかえといいますか、そういったものを考えてもいいと思うんですけれども、建てかえとかは今、考えはないでしょうか、それをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 西住児童館になります、集会所ではなくてですね。西住児童館は、今30区の鷺沼の関係、それから集会所、公民館の併設の関係等々がありまして、総合的複合施設みたいな格好で建築も可能かということで検討しているところでもありますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それから船岡公民館、敷地、やはり町民体育館が壊された後の利活用の方法と含めまして、そこも土地については考えていきたいと思っていますので、そこもおいおい再計画されるものと思います。

それから役場庁舎につきましては、耐震化等を本来してもう少し強硬なものにしたいということがあります。災害対策本部等にもなりますので、そのようなことを考えて耐震化計画を考えながらやっていきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 先ほどお答えいただきましたが、3施設の中にも、私のちょっと調べた

データでは昭和48年前の建物が3カ所ぐらいあったんですけれども、これらの要するに昭和40年から48年に建てられた建物です。先ほどは必要と思われるということでお聞きしたんですけれども、今度は具体的に耐震補強計画予定ですか、こういったものは現在どのようにお考えでございましょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 今のところ、耐震計画、診断しまして必要だったものはおいおいやっております、船岡中学校をしたとか順次やってきておりますので、学校等についてもそういうものはございません。ただ、残るのが、この船岡公民館と庁舎になるかと思っておりますけれども、これも再建築の話とか耐震化の話ということで、先ほどお話ししたとおりとなるかと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は2番目にお聞きしましたけれども、これから20年後を見据えますと、現在ある柴田町の建物、もう半分以上が老朽化ということが考えられるわけでございますけれども、これらの建物を、これからの財政状況とかを考えますと、どうしても建物の延命化というものを考える必要があると思うんですけれども、先ほど町長の答弁にありました57施設、この施設についての町の長期の維持計画、こういったものをちょっとご説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。公共施設管理監。どうぞ、済みません。

○公共施設管理監（畑山義彦君） お答えいたします。

最後、町長も答弁したとおりなんですけれども、公共施設とその管理計画ということで、その中で更新、統廃合、長寿命化ということで、もろもろの莫大な資料が必要になってくるんですけれども、そういう資料をそろえながらこれを進めたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今まで聞いたこれらの施設、かなりもう数も多くなりますから、これからの人口減少及び財政状況を考えますと、税収減とかはどうしても避けられない問題だと思います。ですから、その中にはどうしてもトータルコストの縮減及び平準化といえますか、そういったものが求められると思うんですけれども、それについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。公共施設管理監。

○公共施設管理監（畑山義彦君） それら人口の推計も含めて、全てもろもろを管理計画の中に盛り込んだ上で、それがもちろん前提になりますので、その含む中で検討していくようになりますので、そういう形の資料の作成を現在から進めていくということになります。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 次は、ちょっと集会所の件でお聞きしますが、現在柴田町には行政区が42ですか、たしかあると思ったんですが、集会所が36ぐらいですか。この各集会所の利用状況といいますか稼働日数、こういったものを町のほうで集会所ごとに調べたこととか、そういったものはあるのでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 集会所につきましては、1年間の収支決算、利用計画、利用実績とかを踏まえまして、全て行政区の区長さんから報告をいただいております、全て把握しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度集会所に限定しての質問ですが、西住集会所と27区集会所ですか、これはたしかもう築40年以上が過ぎましたね。老朽化というのが一応目立っていると思うんですが、これについてのちょっと建てかえ計画とか補強計画とかそういったものはどういうふうになっているか、お聞きします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 30区の西住集会所、集会所の中で一番古いわけなんですけれども、これは鉄骨づくりになっていますので、耐震診断をしていますけれどもオーケーという形で、震災には耐えられるということで結果が出ております。

それから27区、これは平成24年の2月に建てかえが終わっていますので、これは一番新しい建物になるかと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○5番（斎藤義勝君） はい、わかりました。

あと昭和56年以前の旧耐震基準ですか、これで作られた集会所も大体五、六カ所ぐらいあると思うんですが、この集会所についても、私はやっぱり長寿命化というものを図って安全安心して使えるように早急に見直しする必要があると思うんですが、この辺はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） この古い建物の構造等を、当然トイレの改修工事とかいろんなものがここに古いものですから入ってまいります。そのときに、総合的に建物を点検しながら、シロアリに食われたところということであれば土台の改修とか、それから畳の改修とかということで、それから一番最初にやられるところというのは屋根なものですから、屋根の塗装がえとかということで、総合的に見て改修工事を進めながらやっているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は、柴田町で一応所有している公共施設全体のことについてお聞きしたいんですけども、現在の柴田町の公共施設の所有状況を見てみますと、大体約240棟ぐらいあるんですけども、これはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 建物に関しましては、公有財産台帳を備えまして管理しているところであります。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 現在240棟ある建物、そのうち築40年超の建物、また築20年から40年までの建物、そのうち築40年以上の建物は大体40棟強ぐらいあると思うんですけども、さらに20年から40年までの建物が120棟ぐらいあると思われま。これが、これからの、再三申しておりますが柴田町の人口減少傾向、すなわち20年後の柴田町の人口、2035年にはもう3万3,000人ぐらいになると一応予想されているわけです。率にすると、13%ぐらいの減少という一応データは出ております。

こういったものを見据えますと、この公共施設全体が、私から見ると、もう過剰保有じゃないかと思われるんですけども、これについての見解はどう考えていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 各地区に、例えば集会所なり、消防のコミュニティ施設がありますがけれども、その地区がなくなるということであればまた別なんですけれども、今まで、これまでに1地区1コミュニティとか消防施設を備えて万一に備えてやってきたということを踏まえま。と、地区が崩壊しない限りは、やはりそういう施設というのは当然必要になるかと思いま。す。

それで、集会所につきましても、今度補助事業等があるところを見つけましたので、古いものは例えばそういうものを活用しながら地区のほうで申請して、建てかえとかなんかが必要で

あればそういうものを活用して建てかえ作業をさせていただくという形になるかと思えます。

それから、消防施設等古いものにつきましても、順次、耐震補強とかしながら、長寿命化、延命化を図りながら、当然、施設の維持管理をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 先ほど町長から複合化、新設の抑制、長寿命化ということでご答弁いただいたんですけども、まずその中で複合化についてでございますけれども、この複合化ということを考えますと、どうしてもメリット、デメリットが付きまとうと思われれます。まずメリット部分としては、複合化ですから当然総量の圧縮というか抑制がされると思えます。そして、今度は2番目に、いろんな機器の種類が1カ所に集中して、多機能化によるサービスが各会場ごとで向上する。そして、どうしても今まで例えば槻木であれば14区と15区が別々に利用していたものが一緒になるので、そういう地域間の交流が図られると。また同じことが、今度、防災機能についても同じ設備をそろえられると。こういった一応メリットというのは考えられまして、この中でも一番の最大このメリットの件で重要視したいのは総量の圧縮です、これから考えると。

それで、今度逆に複合化した場合のデメリットの部分というと、どうしても槻木の例を出しますけれども、13区から16区までの施設、今まで各地区にあったのが1つでいいやとなると、その施設のなくなる区からどうしても、では、私らは今まで近くで集会所があったのを遠くなってひどいんじゃないのという、施設が遠くなる不安ですか、そういったものが出てくると思うんですけども、この複合化のメリット、デメリットを私は今申し上げましたけれども、これについては一応もう一度どのように考えているか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 複合化のデメリット、メリットですけれども、斎藤議員がおっしゃった話になるかと思えます。やはり2つの地区とか3つの地区の施設を1つにすれば、当然コミュニティが少しずつ薄くなったりとか遠くなる。それから平均寿命、まだ男性のほうが80歳とかで延びてきていますので、足の悪い方が行けなくなるとか等々の不便さを感じられることになるかと思えます。

メリットとしては、やはり経費として一本化を図れるということで、集約されるということで経費のメリットはあるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、次に、新設の抑制ということについて先ほど町長から答弁あ

りましたけれども、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

これから新しい施設の建設、例えば総合体育館、給食センター、図書館などを先ほど挙げていただきましたけれども、これから少子化に向けて例えば学校なんかでいけば、余裕教室とかも結構余っていますし、そういったものに放課後の児童クラブを使うとか、あと、学習センターとか公民館の調理室と学校の家庭料理教室を連携させるとかこういったことを考えながら、これからの公共施設の新設を考えた場合に必要と思うんですけれども、どうしてもやっぱり新設の抑制ということは複合化も含まれると思うんですけれども、先ほど言われた総合体育館、図書館、給食センターの建設、こういったものについて、何か複合化といったものはお考えありますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） いろんな手法、いろんな意見等があるかと思います。それらを集約しながら、まちづくりとしてどれが本当に公共施設として必要なのかというような、そういうような議論を含めて取り上げていく方向が正しいのかなというふうには思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 先ほど複合化のデメリットの部分で、施設に行くのが遠くなる人と近くてそのままの人、要するに総論は賛成だけれども各論は反対というのが、こういったものを考えるとどうしても出てくるのは必至だと思うんですけれども、これを解決しなければ、この公共施設マネジメントというものはやっぱりやっていけないと思うんですけれども、こういったものの解決方法というのはどういったことを一応考えておりますかね。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 総論賛成各論反対ということで、例えば総合体育館を新築します。施設が新しく一つ立派になりました。今度、槻木体育館と船岡体育館が要らなくなっぺという話が当然出るかと思えます。でも、実際、地区の方、運動されている方からすると、槻木は槻木で身近で運動できる場所があればいいでしょうと、船岡は船岡でこれをなくされたら困りますということで、船岡も槻木も、夜の体育館の使用状況なんかはほぼ100%になっていると思います。そうしますと、それを削ってという話になると、またちょっと利便性とかお金の問題では解決できないような問題で出てくるかと思えます。そのときになってみないとわかりませんが、やはり総合体育館の少しだけ金額が高くなったり、全体の中で大きいところで使うというよりは、こじんまりと使いたいという方々のほうがまだまだあって、なかなかそ

れを抑えたりという話は難しいかと思えます。

ということで、やはりデメリット、メリットがあって、なかなかそれは調整が難しいのではないかと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問をどうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今、調整が難しいと言われたんですけども、町としてはこれは本当に大変なことと思うんですけども、一応私なりに考えますと、これをやっぱり乗り越えなくてはいけませんので、町民との意識の共有といいますか協働の推進というものが私は最重要課題だと思うんですけども、これについてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、本当に槻木の斎藤議員から思い切った発言をされたので、私も意を強くしているのですが、総合体育館を大きく建ててほしいという要望がございます。そのときには、槻木と船岡体育館をもうあきらめてもらおうと、老朽化したらですよ、すぐにやめるというわけではありませんがね。それをぜひ槻木の住民の方に斎藤議員からお話をさせていただきたいと、それで納得すると、大きな体育館を建てられるというふうに思っております。今までのように体育館は大きいものをつくる、既存のやつを残していくと、これは、さっき言った公共施設マネジメント、経費削減ということだけれども、相当困難でございます。ですから、町民の方々に、大きな体育館が必要だということであれば、コスト削減の関係から槻木体育館は老朽化したときはもう建てないという合意形成があると、大きな体育館を建てられるんですというお話を、槻木の住民の方に少しずついいですからぜひ話ししていただけるとありがたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 私は今、別に総合体育館をあれしていて、槻木のあれで聞いたあれではないんですけどもね。

では、次にお伺いしますけれども、どうしてもこの町民との意識の共有ということで、これは一つ提案になるんですけども、私は、これは先月大阪の南端にあります熊取町のところへ会派のほうで研修に行ってきたんですけども、そこでちょっと採用している制度があったんですけども、住民提案協働事業制度というものを一応やっていたわけです。どうしても住民は、参加はするけれども参画しない人が多いと、これでは、一応活性化につながらないと考え、住民の意識向上といいますかモチベーションを高めるために、さらに行政主導にならないために住民提案協働事業制度を設けていると。そして、この協働事業を実施するに

必要ありと認めれば、町のほうで補助金を出して参画を呼びかけていると、そういうことでございましたが、柴田町のほうではどうですか、考えは。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は2年前から、まちづくり基本条例に基づく条文の中で提案制度はもう既に導入させていただいています。

先ほど町長の答弁で申し上げましたが、去年は、匠まつり、東西歌祭り、こういうようなものがもう提案制度の中で実施をされているところなんです。ことしは、新たに活動費用がない、そのために、ある程度初期的なステップアップということで、初期の事業支援をしてくださいというステップアップ事業というものを、3万円程度の事業なんですけど、そういうように、皆さんのまちづくりにかかわる意欲をくみ上げるという制度はもう既に実施させておまして、既にそういうような効果も出てきているということをご理解いただきたいと思います。

ちなみに今月号の広報紙にも、まちづくり提案制度、2面にわたって広報をさせていただいたというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は、2番の「まち・ひと・しごと創生本部」の設立についてちょっとお伺いをします。

時間がないので1点だけお聞きします。

ちょっと先ほどの舟山議員の質問と重複するんですけども、これも先月大阪の南端にあります熊取町ですか、この町は昭和38年には人口わずか1万1,000人が、現在4万4,000人にもう膨れ上がっている町でございます。それで、町長さんがかなり意欲的な方でいろんな施策を出していたんですけども、その中で、定住化促進住宅ローンというものをやはり採用していたんですね。

この内容を言いますと、40歳以下の既婚者、若い人らには、金融機関に無理をお願いしまして、普通一般住宅の金融機関に借りますと2.67%ぐらいなんですけれども、何と最大で1.95%の補助をして、借りる人は0.725%で借りられているんですね。ということは、2,000万円借ると年間の利子40万円が、これは先ほど町長は町の負担になるので大変だと言ったんですけども、これは金融機関の負担になっているんですよ。ですから、これを一度でもいいですから金融機関にご相談といいますかね、そういったことを提案したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 实际的に制度の内容がまだちょっと把握できておりませんので、その辺をもう少し時間をいただきながら、前向きな形で検討させていただきたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 斎藤議員、43秒の持ち時間でございます。

○5番（斎藤義勝君） 以上で終わります。

○議長（加藤克明君） これにて5番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす午前9時30分から再開します。

ご苦労さまです。

午後3時20分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年9月8日

議 長

署名議員 番

署名議員 番